

答申第 901 号

諮問第 1583 号

件名：非違行為に関する速報等の不開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、別記に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 11 月 24 日付け、同年 12 月 12 日付け及び同月 14 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が同月 6 日付け、同月 26 日付け及び同月 28 日付けで行った 4 件の不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである（各審査請求書において重複する部分は除く。）。

(ア) 平成 29 年 12 月 6 日付け不開示決定に対する審査請求書

請求内容は、2017 年度の「非違行為報告書」、等特に、教員の暴力、暴言等に関するもの。「体罰」「非違行為報告書」については、これまでに、処分庁は、一部開示（公開）してきている。今回の不開示は、これまでに開示（一部）されてきた事にも反する。

別件で、一部開示された文書では、文書名は「非違行為に関する速報」「非違行為（ストーカー行為）報告書の提出について」「非違行為報告書」「教職員の非違行為に対する校長意見書」「審査表」「教員の処分について（通知）」「意見書」等があった。この時の（別件で）、一部開示された、文書と、表題、項目がまったく同じであるかどうかは不明であるが、全面的に不開示にする（少なくとも表題すらも不開示にする）理由はない、不開示にすることは違法である。処分庁には、公開原則に従ってもらいたい。憲法に保障された、知る権利を安易に侵さないでほしい。

仮に処分庁が、開示しないとする理由が妥当としても、表題等を不

開示にする理由は見当たらない。しかしながら、全面的に開示されていないので、反論ができない。処分庁の、具体的に開示しないとする、処分庁の反論を確認したうえでしか反論ができない。反論できないことをもって、不開示とする理由しかないとしたら、開示すべきである。処分庁の具体的な説明、反論を確認したうえで、請求者は反論をする。

念のために、開示しないとした、処分庁の理由は、条例部分を述べているにすぎない。最近の報道で、(要約すると)「公文書、条例条項のみ理由に条例違反」という審査会答申(滋賀県情報審査会)ということである。記事によると、1992年の最高裁判決で、「非開示の根拠規定を示すだけでは理由として不十分」とされる。不開示にされている、各事項、項目、内容に関して、具体的に説明をすることが処分庁には求められるということである。それらの説明もなく、権利侵害、中立性が損なわれる、支障をきたす、「おそれがある」ということで不開示にすることは許されないということである。予想的なこと等で開示しないことは、行政行為としては許されないということである。さらに、最高裁判決の趣旨を、認識して、処分庁は、開示もしなければならぬということである。

今回の非違行為報告書、速報は、職員の職務行為中である。公務員の、不祥事防止に取り組むためにも、職員の職務行為という観点からも、早急に開示、公開されることが求められる。

(イ) 平成 29 年 12 月 26 日付け不開示決定に対する審査請求書

請求内容は、2017 年 12 月 12 日「体罰」報道に関するもの。教員の暴力、「体罰」「非違行為報告書」については、これまでに、処分庁は、一部開示(公開)してきている。

請求者は、原則公開を求めている。今回の不開示は、これまでに開示(一部)されてきた事にも反する。

(ロ) 平成 29 年 12 月 28 日付け不開示決定(29 教職第 1006 号)に対する審査請求書

請求内容は、2017 年 12 月 14 日「体罰」報道に関するもの。教員の暴力、「体罰」「非違行為報告書」については、これまでに、処分庁は、一部開示(公開)してきている。

仮に処分庁が、開示しないとする理由が妥当としても、表題等を不開示にする理由は見当たらない。通知書にも、平成 29 年 11 月 1 日、同 11 月 24 日、同 12 月 11 日の日付が記載されている。この日付等がわかるものは少なくとも公表できるということである。

しかしながら、全面的に開示されていないので、反論ができない。処分庁の、具体的に開示しないとする、処分庁の反論を確認したうえで

でしか反論ができない。反論できないことをもって、不開示とする理由しかないとしたら、開示すべきである。処分庁の具体的な説明、反論を確認したうえで、請求者は反論をする。

本件請求事案に関する件は、「人事管理に関する情報」ということを述べているが、どのような人事なのか不明であるが、事件が起きてから時間が経過していること、また「暴行」事案ということから、再度処分内容を検討するかは不明である。そうだとしたら、停職若しくはそれ以上と推定される。

被害者がいることを考えると、その被害者の受けている心の「傷」の回復のためにも、処分内容は、加害職員を同じ教室に立たせることは困難であるといえる。報道では、現状がそうであることを物語っている。また、不安感を持つ児童に安心を保障するためにも、処分も早急に出されなければならない。以上から、再処分があり得るかどうか不明だが、早急に発表されてもいいのではないかと いえる。この審査請求についての裁決等は、再処分があるとしたら、そのあとと予想される、が時間的なことを考えると、裁決が、全面的な「原則公開」ということになっても、処分庁が危惧されることもないといえる。

(エ) 平成 29 年 12 月 28 日付け不開示決定 (29 教職第 1007-1 号) に対する審査請求書

平成 29 年 11 月 1 日付速報、同年 11 月 24 日付 (報告)、同年 12 月 11 日付 (報告) が開示されないとされた文書である。

しかしながら、開示しないとされた、理由が具体的に、どれがどれをさすのか不明である。説明が明確でない理由で不開示することは違法である。

また、本件不開示とされた、事案は、報道では、教員、公務員のこどもに対する暴力、暴行事件である。また、職務中の事件であるということからも、事実関係をすみやかに公開されなければ (開示されなければ) ならない事案である。事件を、処分庁は軽視しているとしかいえない。

被害者の不安等を早急にとりのぞくためにも事実関係をあきらかにする責任が行政にはある。本件は、処分 (加害者の) が関係しているからということ処分庁として主張されたいとしても、本件は、免職等が想定される事件であるから、考慮されているかも知れないが、被害者、関係者等優先 (当然保護者会はおこなわれているとしても) で、対応することが行政には求められている。

現在まで、処分を含め、明らかにされていないことに疑問と不信を感じる。こどもの不安、保護者に対する不信をなくすためには、早急に、公開されるべき事案である。

これまで、「体罰」や非違行為報告、速報については、開示されてきている。確かに一部開示であるかも知れないが、請求人は、原則公開を求めるものであるが、全面的非公開、今回の不開示は、これまでの対応に反するものであり、違法といえる。

仮に、処分庁の開示しない理由が妥当としても、速報、報告があることは、示されているし、その表題、日付についての記載部分は開示せざるをえないことは、明らかである。全面不開示にはできないということである。まさか、それを知りたかったら再度、請求をせよということをいわれるわけではないと思う。

再度のべるが、不開示ゆえに、具体的に反論できない。処分庁の具体的説明をみて、反論する予定である。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

併合された、審査であるので、特に、「体罰」ということについてと、特定の市立小学校（以下「本件小学校」という。）での体罰事案における非違行為についての文書を、処分庁が不開示にした件について、反論をする。

生年月日については、開示されることは求めない。

本件小学校の件は、「体罰」ということで報道、小学生の頭を黒板にたたきつけ、2年前も児童転ばせ骨折、体罰と判断せず、そして、暴力ということの有罪判決を受けている。「体罰」と判断されなかった事件が、暴力という結論につながったということである。暴力が100回近く及んだとの供述内容、との報道もある。

「体罰」当時の本件小学校、加害教諭の申立書3枚と、校長の意見書が別件の情報公開請求で公開されている。

教諭の申立書には、「理解が進まない…おでこを黒板に、3、4回ぶつきました」とある。なぜ当時、教諭が児童に対して、暴力を行使したのか、暴力を有効、として選択したのか、等の背景が不明である。このときなぜ暴力ということに入ったのか、どのような時に暴力行為に出るのかなど、自己分析等がなされていないことに、問題を感じる。

その後も、「黒板に額を2回ぶつけてしまいました」。

3枚目の申立書は、平成24年7月9日付のものである。なぜ当時、「体罰」等を選択したのか等の自己分析はない。校長の意見書には、当時の教諭に対して、自制心の欠如が引き起こした…とあるが、なぜ自制心の欠如なのか、自制心の欠如でなぜ暴力行為になるのか等の分析が不十分ではないかといえる。速やかに、「体罰」事案が厳密に分析のもと、公表、公開されていたら、周囲の関係者が、「体罰」克服に向けて取り組めたのではないかといえる。

弁明書において、「これらの情報は、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報でないため」処分庁は不開示の理由を述べる。しかしながら、教諭の「体罰」は、不登校や、体罰を見聞きし心を痛めた、体罰を見たりしたことが、うつ進行、自殺に至ったということを、いまだに理解、認識されていないということである。

家庭内 DV が、その子供に、非常に大きい、影響を及ぼすことは、広く知られたことである。

また、マルトリートメント（不適切な養育）が、大人（親）の子どもに対する暴力行為と理解されることが、子どもの脳を変形させる。影響を与えるということである、ということもいわれている。大人の暴力が、子どもを、不登校になったり、自殺に至るということが報道されている。本件小学校の事例は、全国的にも問題になっている。「体罰」教諭の情報を速やかになされていたら、本件小学校の「体罰」というより、暴行は防がれたかもしれない。小学生が、恐怖におびえることもなかったといえる。本件小学校の校長らの対応も、的確なものになっていたかもしれないということである。処分庁は、それでも、生命等を保護するために公にする必要はなかったといまだに思っているのか、疑問をもつとともに、問題であるといえる。自ら受ける「体罰」でなくても恐怖や、理不尽さを感じ、追い詰められる児童、生徒がいることを処分庁は深く受け止めてほしい。

「体罰」暴力行為の事実は速やかに公開され、児童、生徒、保護者等も知っておく権利があることは当然である。自らの生命と健康、（精神と肉体）を守るために必要な情報であるということである。

「体罰」教諭は、依存症的な傾向にあるのではなかったかといえる。その事が理解されていたら、関係者、児童生徒保護者も、配慮することもできたのではないかといえる。おびえる児童も何とかできた可能性もある。

処分庁等には、安全配慮義務がある。しかしながら、本件小学校も、組織的に機能不全のところがあったのではないかといえる。これからは、問題点に関する解決は、身内でやっているのではないかということから、脱却しなければならないということである。

校長の判断だけで、「体罰」かどうかを、決めているとしたら、本件小学校教諭の事例は防げない。

今後は、「体罰」に関しては、自校生への、「体罰」ということでも、教諭名、学校名は公表されるべきということである。同様に考えると、その他の自校生への、不適切行為等も教諭名等、及び学校名は開示されるべきということである。本件審査請求に対する処分で、職員に対する処分検討中だから、人事案だから、という不開示理由を述べられているが、「体罰」がいけないということでは学校長、加害者教諭も認めていることであるが、職員の違法行為に関する処分、人事案件について、同様に、生命、

と健康に関する事案である「体罰」対応も同時進行で進めなくてはならないことであり、本件審査請求においては、公開請求が認められる裁決を求める。知る権利（事実の確認）が、職員処分のため、人事案件、ということで、事件が起きてから、1年以上たってから、審査請求の要求が認められるとしたら、同様の第二の事件等が発生していることになることも考えられるということも考慮してもらいたい。

弁明書において、名称その他行政文書を特定するに足りる事項において記載して明らかにしているところがあるが、そうであるならその分だけでも開示できるということであるから速やかに開示してもらいたい。開示できることができるところがあるなら開示すべきである。

文書にある内容、事項、について、原文にあるものを請求人は見たい、知りたいということである。開示できる事項等があるにもかかわらず不開示にすることは違法であることは明らかである。

弁明書において、理由を合わせて記載しておりとあるが、これでは説明になっていないことはあきらかである。具体的な説明が求められているのに、処分庁の説明とされるものは、条例等の附則等のようなものの記載である。

例えば、表題等の、不開示は、見せることのできない根拠理由等の説明が、不開示文書に記載しているということは、すり替えであるとしか言いようがない。現在、請求人は、本当はどのような文書なのか枠組みも含めて一切知らされることがない。反論ができない状態であることを考えてもらいたい。まず本件等、「体罰」事案は、原則公開、速やかな開示がなされることを求めるものであり、審査会においても配慮等された裁定を求めるものである。

今後の公開請求に関しても、原則公開ということに従った公開を求める。

3 本件審査請求の併合について

審査請求人は、本件開示請求に係る4件の不開示決定に対し、それぞれ審査請求を提起しているが、これらの審査請求は、対象となった行政文書が重複しており、同様の不開示理由により不開示決定をしたものであることから、実施機関は、当該4件の審査請求を併合することとしたものである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成29年度の本件小学校での体罰事案における非違行為について、県教育委員会が作成又は取得した文書であって、その全て

を不開示としたものである。

ア 文書 1 について

別記文書 1（以下「文書 1」という。別記文書 2 以下も同様とする。）は、発生した非違行為について、当該非違行為を行ったとされる教職員（以下「加害教員」という。）の所属の校長及び教頭が速やかに事実関係を調査し、その内容を集約した上で市教育委員会に報告し、市教育委員会が県教育委員会教育事務所（以下「県教育事務所」という。）を経由し、県教育委員会事務局に提出したものである。

当該文書には、加害教員の所属校、職名、氏名、生年月日、年齢及び性別、発信者、非違行為の内容等が記載されている。

イ 文書 2 について

文書 2 は、文書 1 を提出した後、加害教員の所属の教頭が、改めて調査した事実関係を詳細に記載した非違行為報告書を作成し、市教育委員会に報告し、市教育委員会が県教育事務所を経由し、県教育委員会事務局に提出したものであり、県教育事務所長の鑑文^{かがみ}、非違行為報告書、校長の意見書及び加害教員の申立書で構成されている。

当該文書のうち、非違行為報告書には作成者、加害教員の所属、職名、氏名、生年月日、年齢、性別等、被害児童の氏名、年齢、性別、負傷の状況等、非違行為の名称、発生日時、発生場所、概要、事後措置等が、校長の意見書には校長の氏名、意見等が、加害教員の申立書には加害教員の所属、氏名、申立て等が記載されている。

ウ 文書 3 について

文書 3 は、文書 2 を提出した後、新たな事実が明らかになったため、加害教員の所属の教頭が非違行為報告書を作成し、市教育委員会に報告し、市教育委員会が県教育事務所を経由し、県教育委員会事務局に提出したものであり、県教育事務所長の鑑文^{かがみ}、非違行為報告書及び加害教員の申立書で構成されている。

当該文書のうち、非違行為報告書には作成者、加害教員の所属、職名、氏名、生年月日、年齢、性別等、被害児童の氏名、年齢、性別、負傷の状況等、非違行為の名称、発生日時、発生場所、概要、事後措置等が、加害教員の申立書には加害教員の所属、氏名、申立て等が記載されている。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

本件行政文書は、加害教員の所属、氏名、生年月日、年齢、性別及び申立て、被害児童の氏名、年齢、性別及び負傷の状況並びに校長の意見が記載されており、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個

人を識別することができることとなるものを含む。) 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

これらの情報は、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、条例第7条第2号ただし書口には該当せず、予算の執行を伴うものではないため、同号ただし書ニにも該当しない。

また、加害教員は公務員であるが、文書1から文書3までは、加害教員の処分を検討するために用いられる文書であって、処分についての情報は、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であることから、職務の遂行に係る情報ではない。よって、同号ただし書ハに該当しない。

さらに、県教育委員会では、懲戒処分を行った場合には、「懲戒処分の公表基準」に基づいて公表をしているところであるが、本件については処分の内容を検討している段階の情報であるため、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、同号ただし書イにも該当しない。

以上のことから、本件行政文書は、条例第7条第2号に該当する情報が記録されている。

(3) 条例第7条第5号該当性について

本件行政文書は、加害教員、被害児童、関係する教職員等からの聞き取りの内容、校長の意見、加害教員の申立て等(以下「聞き取り内容等」という。)が記載されており、処分を決定するための審議、検討又は協議に関する情報であることから、これを公にすることが前提になれば、関係者が開示されることを意識して発言するおそれがあり、これらの記録の形骸化が避けられなくなる。その結果、関係者の意見等が十分入手できなくなるおそれがあり、県教育委員会の審議及び検討に必要な情報が提供されないことにより、県教育委員会の公正・中立的な審議及び検討に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、内部での審議、検討がまだ十分でない当該非違行為に関する情報が、処分前である人事上確定していない未成熟な状態で、少しでも公になると、県民や教育現場に無用な誤解や混乱を招くおそれがある。

以上のことから、本件行政文書は、全体として条例第7条第5号に該当する。

(4) 条例第7条第6号該当性について

本件行政文書は、聞き取り内容等が記載されており、職員の任命権者である県教育委員会による任命権の行使という人事管理に係る事務に関する情報であって、これを公にすることが前提になれば、作成者である校長、

教頭等が開示されることを意識した記述をせざるを得なくなり、非違行為の発生の際における諸般の事情を客観的に把握することができなくなるおそれがあるなど、人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、被害児童やその保護者からの聞き取り内容、事実経過をどの程度まで開示するのか、記者発表等でどの程度まで公表するのかについての具体的な内容は処分が確定するまで定まっていない。そのため、確定していない処分に係る非違行為の内容について、一部でも開示することになれば、今後、事実把握のため正確な情報を入手することも困難となるおそれがある。

また、前記(3)において述べたように、審議及び検討に関する情報が公になると、県教育委員会が公正・中立的な立場で審議及び検討を行うことが困難となり、県教育委員会が行う人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、本件行政文書は、全体として条例第7条第6号に該当する。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、各審査請求書において、不開示決定を行ったことは、これまでに一部開示決定をしてきたことに反すると主張し、過去に一部開示されたと思われる行政文書を添付している。しかし、開示決定の内容は、開示請求の時期、事案の内容等によって異なるものであり、例えば、懲戒処分等の内容が確定した後であれば、事案の内容に応じて一部開示決定を行うこともあり得るが、本件開示請求に対しては、処分の内容を検討している段階であったことから、前記(2)から(4)まで述べた理由により不開示決定を行ったものである。

また、表題等を不開示にする理由はない旨も主張しているが、本件行政文書の表題及び日付については決定通知書の別紙「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」において記載して明らかにしている。

さらに、各審査請求書において、1992年の最高裁判決で、「非開示の根拠規定を示すだけでは理由として不十分」とされるため、本件処分は不適法である旨主張している。審査請求人が示す「最高裁判決」とは、平成4年12月10日付最高裁判所判決（平成4年（行ツ）第48号）であると思われるが、当該判例では、非開示決定の通知書に、非開示の理由として、「条例第9条第8号に該当」と記載されているにすぎないときは違法であるとされている。本件処分においては、決定通知書の別紙において、開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由を合わせて記載しており、単に根拠規定のみを記載した当該判例の事案とは異なるものであ

る。

5 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 29 年度の本件小学校での体罰事案における非違行為について、県教育委員会が作成又は取得した文書であり、その構成及び記載内容は、前記 4(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、条例第 7 条第 2 号、第 5 号及び第 6 号に該当するとして、本件行政文書のいずれについても全部を不開示としている。

実施機関によれば、懲戒処分等の内容が確定した後であれば、事案の内容に応じて一部開示決定を行うこともあり得るが、本件開示請求に対しては、処分の内容を検討している段階であったことから、全部を不開示としたとのことである。

(3) 条例第 7 条第 5 号該当性について

ア 条例第 7 条第 5 号は、審議、検討又は協議に関する情報について、検討途中の段階の情報を開示することの公共性を考慮してもなお、県や国等の意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものである場合には、当該審議、検討又は協議に関する情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

また、同号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

この考え方に基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 当審査会において、本件行政文書を見分したところ、本件行政文書には、加害教員の行った非違行為等の事実経過等の内容が記載されている

ことが認められ、当該内容は、処分を決定するための審議、検討又は協議に関する情報であると認められる。

実施機関によれば、本件行政文書に記載された情報は、処分の内容を検討している段階の情報であり、内部での審議、検討がまだ十分でない情報であるとのことである。

本件不開示決定の時点では、本件非違行為に係る処分の内容を検討中であって、事実確認等が不十分な状況であったことからすれば、本件行政文書に記載されている未成熟な情報や、事実関係の確認が不十分な情報を公にすることにより、誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められる。

また、本件行政文書を公にすることになれば、関係者等が開示されることを意識して、具体的な事実や率直な意見を述べることを躊躇^{ちゅうちよ}する結果、内容が形骸化することにより、審議、検討等に必要不可欠な情報が得られなくなり、県教育委員会の意思決定に支障が生ずるおそれがあると認められる。

以上のことから、本件行政文書は、条例第7条第5号に該当する。

(4) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方にに基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 本件行政文書を公にすることになれば、関係者等が具体的な事実や率直な意見を述べることを躊躇^{ちゅうちよ}し、及び作成者が開示されることを意識した画一的な記述をせざるを得なくなるおそれがあるなど、非違行為発生の際における諸般の事情を客観的かつ正確に把握することが困難になるおそれがあると認められる。

したがって、本件行政文書を公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

ウ 以上のことから、本件行政文書は、条例第7条第6号に該当する。

(5) 条例第7条第2号該当性について

本件行政文書は、前記(3)及び(4)で述べたとおり、条例第7条第5号及び第6号に該当することから、実施機関の主張する同条第2号該当性について論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(6) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)から(5)までにおいて述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(7) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

文書 1 非違行為に関する速報（平成 29 年 11 月 1 日付）

文書 2 教職員の非違行為について（報告）（平成 29 年 11 月 24 日付）

文書 3 教職員の非違行為について（報告）（平成 29 年 12 月 11 日付）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30.11.7	諮問（弁明書の写しを添付）
30.12.7	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
31.2.22 (第568回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
31.4.19 (第571回審査会)	審議
1.5.31	答申

答申第 902 号
諮問第 1588 号

件名：特定の教育事務所職員の処分に関する報告文書等の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書のうち、審査請求の対象となった別記①及び②の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 30 年 2 月 28 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が同年 3 月 15 日付けで行った不開示決定を取り消し、本件請求対象文書について開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

ア ①の請求内容は、「処分された職員（当該職員）が 110 番通報した各事件及び他の問題発生時に、その都度、A 教育事務所から県教委に提出された報告文書。（*それらをまとめた非違行為報告書等は、本開示請求の対象としない。）」である。

イ 県教育委員会 A 教育事務所（以下「A 教育事務所」という。）は、当該職員が 110 番通報するごとに、その状況を文書で県教育委員会事務局管理部総務課（以下「総務課」という。）に報告している。事件内容に対する軽重の判断は別にして、公の組織内において 110 番通報する「事態」が発生し、その報告書である。公文書であることは言を俟たない、処分から、まだ 1 年以内である。すでに廃棄したなどということも考えられない。当該職員の処分を行った県教育委員会が保有し、当然のことであるが、当該報告文書を作成した A 教育事務所も保有している。処分された当該職員に関する非違行為報告書の基礎的資料の一つである。まさしく、組織共用文書である。よって、「行政文書を作成または取得し

ていない」場合に当たるものではないことは、明白である。

ウ ②の請求内容は、「県教委が、当該処分に関して関係者から事情聴取した事実（いつ、だれが、誰に対して、どこで聴取したのか）、またその内容等が分かるすべての文書。」である。

総務課等は、本件処分について関係職員に対し、事情聴取（事実確認）を行っている。言うまでもなく、公務として行ったものであり、記録を取り、その内容は、組織的に共有されたものとする。これまた、当該処分の基礎的資料である。つまり、開示請求文書は、行政文書として存在するし、存在しなければならないのである。

エ なお、本開示請求は、上記①②を含め、7項目の文書について開示請求したが、（一部）開示されたのは「⑦当該職員が、発出したメール。」のみである。右メールは、行政文書として保有するが、上記①②は、行政文書として保有しない（保有するが行政文書ではない。私的メモ。）という主張は理解できない。共に行政文書として保有すべき対象である。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件審査請求の対象について

本件不開示決定は、別記①から⑦までのうち、①から⑥までの開示請求に対して不開示（不存在）決定を行ったものであるが、審査請求人は、審査請求書の審査請求の趣旨において、「開示請求項目①②について開示を求める」と記載していることから、別記①の開示請求（以下「請求内容①」という。）及び別記②の開示請求（以下「請求内容②」という。）に係る審査請求と解し、以下、本件請求対象文書を開示しないこととした理由を説明する。

(2) 本件請求対象文書について等

ア 事件の経緯について

(ア) 本件開示請求書には「2017.10.12公表のA教育事務所職員の処分に関する以下の文書。」と記載されている。「2017.10.12公表のA教育事務所職員の処分」とは、A教育事務所の職員（以下「A職員」という。）が平成28年10月27日から平成29年1月16日までの間、職場内において、複数の非違行為を行ったため、県教育委員会が平成29年10月12日付けで戒告処分を行った事件である。まず、本件事件の経緯について説明する。

(イ) 平成28年10月27日、A教育事務所内でA職員と他の職員間でトラブルが発生し、A職員は警察へ「他の職員から暴行を受けた」と事実とは異なる内容の通報をし、関係職員が警察官から取調べを受けるといふ事件が発生した。A職員の上司らは総務課を訪問し、人事担当の

職員に事件について直接報告し、今後の対応等について相談をした。

(ウ) この事件の以後、A 職員による事実と異なる理由による警察への通報等の問題行動が繰り返し発生し、その都度 A 職員の上司らは同様に総務課へ事件を報告していた。なお、この段階では、A 職員の上司らは A 職員に対し指導を行っていたものの、任命権者による懲戒処分が必要であるとまでは考えておらず、相談を受けた総務課職員も一般的な人事上の相談として認識していた。

(エ) 平成 29 年 1 月 16 日に A 職員が上司の指導に反抗し暴行を加えるという事件が発生し、上司は A 職員を警察へ通報した。A 職員の上司らはこの事件を総務課へ報告し、対応について相談したところ、県教育委員会として A 職員に対する懲戒処分を検討する必要があるとの結論に至った。

そのため、A 教育事務所は、A 職員によるこれまでの問題行動の事実関係を調査し、関係職員への聞き取り等を行った上で、その内容を集約した非違行為報告書を作成し、A 職員が作成した申立書及び所属長の意見書とともに、平成 29 年 3 月 6 日付けで総務課へ提出した。

(オ) 非違行為報告書を受領した総務課の職員は、非違行為報告書と A 職員が作成した申立書の記載内容が著しく相反することから、事実確認のために複数の関係職員に対し再度必要な聞き取り調査等を行った。総務課は聞き取り内容を集約し、県教育委員会の人事考査委員会における審査資料である審査表を作成し、県教育委員会の人事考査委員会において審査表を基に事実認定を行った上で処分内容等を審査した。

(カ) 以上の経緯により、県教育委員会は、A 職員を平成 29 年 10 月 12 日付けで戒告処分とし、その旨を公表した。

イ 本件請求対象文書について

本件開示請求に先立って別件の開示請求があった際に、総務課職員は、審査請求人に対し、前記アの本件処分事案の概要及び処分までの経緯を説明しており、その際に、審査請求人は、一部開示された本件処分事案に係る非違行為報告書及び審査表を閲覧していた。

また、請求内容①には、「それらをまとめた非違行為報告書等は、本開示請求の対象としない。」と記載されていた。

そのため、本件開示請求に際し、総務課職員が、審査請求人へ請求内容②については非違行為報告書及び審査表を対象行政文書として含めるかを確認したところ、含めないとの返答であったため、その旨を開示請求書に補記した。

以上のことから、請求内容①は、本件処分事案が発生した際に、当該事件について A 教育事務所から総務課へ提出された文書であると解した。

また、請求内容②は、本件処分事案に関して A 教育事務所の職員が関

係職員に対し行った聞き取り等の記録及びその内容が分かるもの並びに総務課が関係職員に対し行った聞き取り等の記録及びその内容が分かるものと解した。

そして、請求内容①及び請求内容②のいずれについても、本件処分事案について作成された非違行為報告書及び審査表は含まないものと解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 請求内容①について

前記(1)ア(イ)及び(ウ)において説明したとおり、A 職員による問題行動が発生した際、A 職員の上司らは総務課職員へ報告・相談を行っており、その際には事件の概要をまとめたメモを手持ち資料として持参し、また、総務課職員も自身の手持ち資料として当該メモの交付を受けたことがあった。

しかし、当該メモは A 職員の上司が個人的に作成したもので手持ち資料に過ぎず、A 教育事務所において決裁や回覧等の処理が行われておらず、また、交付を受けた総務課職員も課内の回覧等の処理を行わず、手持ち資料として保管していたことから、組織的に用いるものとして管理されていない。

なお、A 教育事務所における非違行為報告書の作成に当たり当該メモは参考資料として用いられているが、その内容は非違行為報告書に集約されており、当該メモそのものは組織的に用いるものとして管理されていない。

イ 請求内容②について

非違行為報告書及び審査表の作成に当たっては、非違行為を行った職員や関係職員から聞き取りを行った者が備忘録として聞き取った内容について個人的にメモを作成し、自分の手元に置いておくということはあり得るが、そのメモはあくまで当該者の個人的便宜のために作成されたものであり、非違行為を行った職員等から聞き取った内容は、非違行為報告書及び審査表に集約されることから、当該メモそのものを組織的に用いるものとして管理することはなく、請求内容②に該当する文書は、非違行為報告書及び審査表以外には存在しない。

ウ よって、本件請求対象文書は存在しない。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、審査請求書及び実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、請求内容①にあつては本件処分事案が発生した際に A 教育事務所から総務課へ提出された文書、請求内容②にあつては本件処分事案に関して A 教育事務所の職員が関係職員に対し行った聞き取り等の記録及びその内容が分かるもの並びに総務課が関係職員に対し行った聞き取り等の記録及びその内容が分かるものであつて、いずれも本件処分事案について作成された非違行為報告書及び審査表は含まないものと解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 請求内容①について

実施機関によれば、A 教育事務所の職員が総務課職員へ報告・相談を行った際には事件の概要をまとめたメモを手持ち資料として持参し、また、総務課職員も自身の手持ち資料として当該メモの交付を受けていたが、当該メモは A 職員の上司である A 教育事務所の職員が個人的に作成したもので手持ち資料に過ぎず、A 教育事務所において決裁や回覧等の処理が行われておらず、また、交付を受けた総務課職員も課内の回覧等の処理を行わず、手持ち資料として保管していたとのことである。また、当審査会において実施機関に確認したところ、総務課職員は個人の備忘のために当該メモを交付してもらふこととしたに過ぎず、また、本件不開示決定時点では保管されていたものの、現時点においては、A 教育事務所及び総務課の双方において、職員の人事異動に伴い不要な書類等を整理した際に既に捨てられているとのことである。

ここで、仮に当該メモが条例第 2 条第 2 項に規定する行政文書に該当するものであれば、請求内容①に該当し、本件請求対象文書として特定して開示決定等すべきであつたと考えられることから、当該メモの行政文書該当性について以下検討する。

一般にメモと称する書面であつても、当該書面が実施機関の職員が職務上作成し、又は取得したものであつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして管理していれば、行政文書に該当する。作成又は取得された文書が組織的に用いるものといえるかについては、当該文書の作成又は取得の状況、利用の状況、保存又は廃棄の状況等を総合的に判断する必要があるが、実施機関の説明するとおり、当該メモの作成に当たって作成者の上司が関与しておらず、かつ、担当職員の当事者間で便宜的に交付されたものに過ぎないのであれば、当該メモが直ちに行政文

書に該当するとまではいえず、当該メモは組織的に用いるものとして管理されていないとの実施機関の主張を覆すに足る事情は認められない。

また、最終的な報告文書として非違行為報告書が A 教育事務所において作成され、総務課に提出されていることからすれば、それ以外に請求内容①に該当する文書が存在するという事情も認められない。

よって、請求内容①に係る行政文書を作成又は取得していないという実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとはいえない。

イ 請求内容②について

実施機関によれば、非違行為を行った職員や関係職員から聞き取りを行った者が備忘録として聞き取った内容について個人的にメモを作成し、自分の手元に置いておくということはあり得るが、そのメモはあくまで当該者の個人的便宜のために作成されたものであり、非違行為を行った職員等から聞き取った内容は、非違行為報告書及び審査表に集約されることから、当該メモそのものを組織的に用いるものとして管理することはないとのことである。

当審査会において実施機関に確認したところ、関係職員から聞き取りを行った A 教育事務所及び総務課の担当者がその内容についてメモは作成したものの、当該担当者が本人限りで所持していたものであり、非違行為報告書の作成後等の不要となった時点で捨てられているとのことである。

A 職員の処分には、最終的に処分に必要な情報が集約された非違行為報告書及び審査表に基づき処分を検討していると解されることから、非違行為報告書及び審査表以外に A 職員等に対する事情聴取等の内容が記載された文書が存在しないとしても、特段不自然、不合理な点があるとまではいえない。

ウ これらのことからすれば、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

1. 2017.10.12 公表の A 教育事務所職員の処分に関する以下の文書。

- ① 処分された職員（当該職員）が 110 番通報した各事件及び他の問題発生時に、その都度、A 教育事務所から県教委に提出された報告文書。（*それらをまとめた非違行為報告書等は、本開示請求の対象としない。）
- ② 県教委が、当該処分に関して関係者から事情聴取した事実（いつ、だれ

が、誰に対して、どこで聴取したのか)、またその内容等が分かるすべての文書。非違行為報告書、審査表を含めない。

- ③ 業務書類が破棄された旨の A 教育事務所長報告後、破棄された点について、県教委の対応を示すすべての文書。
- ④ A 教育事務所長が報告した「業務書類破棄は、当該職員による行為」との事実認定に対する、県教委の見解を示す文書。A 教育事務所長に対する文書。非違行為報告書、審査表を含めない。
- ⑤ ハサミを叩きつけられ、臀部を蹴られた派遣主事、同所属教委に対する県教委の対応がわかる文書（謝罪文等）。
- ⑥ A 教育事務所長、当該職員の直属の上司らに対する「指導」文書。
- ⑦ 当該職員が、発出したメール。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30.12.14	諮問（弁明書の写しを添付）
31. 2. 22 (第568回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
31. 3. 20 (第569回審査会)	審議
31. 4. 19 (第571回審査会)	審議
1. 5. 31	答申

答申第 903 号

諮問第 1589 号

件名：当該職員が送信したメールの写しの一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、別記に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、個人の氏名その他特定の個人を識別することができる部分及び意見が記載された部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 30 年 2 月 28 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が同年 3 月 15 日付けで行った一部開示決定を取り消し、個人識別情報を除き開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

ア 本開示請求は、2017. 10. 12 公表の県教育委員会 A 教育事務所（以下「A 教育事務所」という。）職員の処分に関する文書で、「当該職員が、発出したメール。」を対象とするものである。

イ 当該職員の処分に関する非違行為報告書（情報開示済み）には、当該職員による「コンピュータの不適正使用」について「午後 2 時 6 分頃、当該職員は教職員課職員を始めとした不特定の職員に対し、勤務時間中であるにも関わらず、業務に関係の無い内容のメールを発信した。メールの内容は、今回の警察通報（当該職員が、他の職員から暴行を受けたとして警察に通報したことを指す。）に関する事実無根の内容のものに加え、複数の事務所職員がセクハラ行為を行っている等当該職員の名譽を毀損し、更には事務所の信用を損ねる内容のものも記述されていた」（平成 28 年 10 月 27 日）と記されている。他の 2 回（平成 28 年 12 月 13 日、同 12 月 21 日）の警察通報についても、ほぼ同旨の内容が記載されている。

ウ つまり、本件開示請求は、A 教育事務所長が、自ら非違行為報告書に記載した「事実無根の内容」「事務所職員のセクハラ行為（であると当

該職員が指摘した内容)」「事務所の信用を損ねる内容」等の事実を、「メール」そのものにおいて確認するものに過ぎない。個人識別情報を除き開示されて当然である。「事務職員のセクハラ行為」等、メールの内容を非違行為報告書に記載しておいて、実質的「不開示」などという対応は、了解できない。

エ 処分庁は、条例第 7 条第 6 号に該当し、「県教育委員会が行う人事管理に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため」とする。まったく意味不明であり、何をかいわんや、である。

オ 当該職員は、戒告処分を受けたわけであるが、非違行為報告書記載内容を前提に、当該職員の行為をまとめるならば、職務命令違反、暴力行為、器物破損（県財産の損壊）、名誉毀損、職務専念義務違反、職務執行妨害、コンピュータの不適正使用、職場内秩序びん乱等である。これら行為の結果が、驚くことに「戒告」処分である。何のための「処分基準」か。

つまり、上記状態を見れば明白なように、県教育委員会は、適正な人事管理能力の欠落状態にあるといえる。そのような県教育委員会が、「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」がある故に「不開示」、などと、なぜ言えようか。（県民としては、「お前に言われたくない！」という気分である。）

行政の事実を極力公開することにより（県民の目が注がれることにより）、上記のような「不適正」人事管理等を含め、行政のゆがみを回避することもできるのである。それが情報公開制度の目的でもある。この観点からも開示されるべきものである。

カ 以上、本件一部開示は不当であるから、審査請求どおり、開示されるべきである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

ア 本件開示請求書には「2017.10.12 公表の A 教育事務所職員の処分に関する以下の文書。」と記載されている。「2017.10.12 公表の A 教育事務所職員の処分」とは、A 教育事務所の職員（以下「A 職員」という。）が、平成 28 年 10 月 27 日から平成 29 年 1 月 16 日までの間、職場内において、他の職員から暴行を受けた等の事実とは異なる内容を 4 回にわたり警察へ通報する等といった複数の非違行為を行ったため、県教育委員会が同年 10 月 12 日付けで戒告処分を行った事件である。

イ 本件請求内容は、「当該職員が、発出したメール」であり、県教育委

員会は、A 職員が送信したメールを受信した職員がプリントアウトした文書 3 件を本件請求内容に合致する行政文書として特定した。これらのメールは、前記アで述べた 4 回にわたる通報のうち 3 回の通報の後にそれぞれ不特定の職員に対し送信されたものであり、県教育委員会は受信した職員からプリントアウトした文書の提供を受け、A 職員の処分の検討のために保有していたものである。その内容は、A 職員が他の職員から暴行を受けたため警察へ通報をした旨及び A 教育事務所の複数の職員の氏名を挙げた上でそれらの職員が問題行動を行っている旨を情報提供するという趣旨のものであるが、A 職員が警察へ通報をしたこと以外は客観的な事実と反するものであった。また、別記文書 2（以下「文書 2」という。別記文書 1 及び別記文書 3 も同様とする。）のメールには文書 1 のメールの内容が、文書 3 のメールには文書 1 及び文書 2 のメールの内容が、それぞれ A 職員が転送した形式で記載されている。それぞれの本件行政文書の記載内容は、次のとおりである。

(ア) 文書 1

送信者の所属及び氏名、受信者氏名、送信年月日、送信時刻、件名及び本文

(イ) 文書 2

送信者の所属及び氏名、受信者氏名、送信年月日、送信時刻、件名、本文、文書 1 のメールの転送者氏名、転送年月日及び転送時刻並びに文書 1 のメールの送信者氏名、送信年月日、送信時刻、件名及び本文

(ウ) 文書 3

送信者の所属及び氏名、受信者氏名、送信年月日、送信時刻、件名、本文、文書 2 のメールの転送者氏名、転送年月日及び転送時刻、文書 2 のメールの送信者氏名、送信年月日、送信時刻、件名及び本文、文書 1 のメールの転送者氏名、転送年月日及び転送時刻並びに文書 1 のメールの送信者氏名、送信年月日、送信時刻、件名及び本文

ウ 本件一部開示決定においては、受信者氏名を「個人の氏名その他特定の個人を識別することができる部分」として、件名及び本文を「意見が記載された部分」として不開示とした。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

審査請求人は審査請求書において「個人識別情報を除き開示を求める」と記載しているが、念のため、個人の氏名その他特定の個人を識別することができる部分として不開示とした部分の条例第 7 条第 2 号該当性を含めて説明する。

本件行政文書のうち、受信者氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第 7 条第 2 号本文に

該当する。

本件行政文書のうち、件名及び本文は、送信者の主観や憶測に基づいた意見、心情等を記載したものである。仮に公にした場合、送信者に不利益な結果を招来したり、送信者の憶測に基づいて記載された事柄があたかも事実であるかのような誤解を招き、記載内容に対する非難や中傷がなされたりするおそれがある。また、送信者の意見や心情等を記載したものを公にすることは、個人の権利利益を害するおそれがある。

メールの受信者は県職員であるが、当該メールは A 職員が不特定の職員に対して一方的に送信したものであって、受信者が職員の職務として受信したものではないため、受信者氏名、件名及び本文は同号ただし書ハに該当しない。さらに、受信者氏名、件名及び本文は、公にされ、又は公にされることが予定されている情報ではないため同号ただし書イには該当せず、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため同号ただし書ロには該当せず、予算の執行を伴うものでないため同号ただし書ニにも該当しない。

したがって、本件行政文書の受信者氏名、件名及び本文は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(3) 条例第 7 条第 6 号該当性について

本件行政文書は、特定の職員が非違行為を行っている証拠となり得る人事管理上貴重な情報となる文書であり、これを受信した職員の氏名が開示されることとなれば、今後、自身の氏名が開示されることを意識して、職員の人事管理を行う部署等への情報提供を行わなくなり、結果として県教育委員会が職員の人事管理に関する情報を得られず、公正かつ円滑な人事管理に支障を及ぼすおそれがある。

また、本件行政文書は、送信者の立場から見れば、所属における職員の非違行為が疑われる行動を報告する文書である。一般には、本件行政文書のような、職員の非違行為を報告する文書というものは、職員の人事管理を担当する部署にとって人事管理上貴重な情報となり得るものである。本件行政文書の件名及び本文に記載された情報が一部でも開示されることとなれば、今後、広く職員がその内容を開示されることを意識して職場内の非違行為が疑われる行動に関する情報提供を行わなくなり、結果として県教育委員会が職員の人事管理に関する情報を得られず、公正かつ円滑な人事管理に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件行政文書の受信者氏名、件名及び本文は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、A 職員が他の職員に送信したメールについて、受信した職員からプリントアウトした文書の提供を受けた県教育委員会が、A 職員の処分の検討のために取得し、保有していたものであり、当審査会において本件行政文書を見分したところ、その記載内容は、前記 3(1)イで実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、受信者氏名を「個人の氏名その他特定の個人を識別することができる部分」として、件名及び本文を「意見が記載された部分」として不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、受信者氏名並びに件名及び本文（以下「本件不開示部分」という。）が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ まず、受信者氏名については、メールを受信した職員個人の氏名が記載されていることから、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

ウ 次に、件名及び本文については、当審査会において本件行政文書を見分したところ、当該部分には、A 教育事務所の複数の職員の氏名を挙げた上で、それらの職員が問題行動を行っている旨を情報提供するという趣旨の内容であって、送信者の主観や憶測に基づいた意見、心情等が記載されていることから、当該部分は、個人に関する情報であって、特定

の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるものであると認められる。

エ 本件行政文書は、同僚の職員が問題行動を行っている旨を報告するという性質のものであり、かつ、不特定の職員に対して一方的に送信されたものであることから、本件不開示部分に記載された情報は公務員の職務の遂行に係る情報とは認められず、同号ただし書ハに該当しない。また、本件不開示部分が慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報であるとは認められないことから同号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

オ よって、本件不開示部分は、条例第7条第2号に該当する。

(4) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、本件不開示部分が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ まず、受信者氏名については、本件行政文書は特定の職員の処分につながる情報として受信者から提供されたものであり、受信者氏名が開示されることとなれば、提供した者の氏名が明らかになることから、今後、自身の氏名が開示されることを意識して、職員の人事管理を行う部署等への情報提供を行わなくなるおそれがあると認められる。

ウ 次に、件名及び本文については、当該部分に記載された同僚の職員が問題行動を行っている旨の内容は、今回の事案に関しては、その後の調査で客観的な事実と反するものとされたものであるが、一般には、このような旨の報告は、県教育委員会の人事管理において貴重な情報となり得るものと認められる。一方で、通常このような旨の報告をする者は、その内容そのものが公にされると認識した上で内容を記載しているとはいえ、件名及び本文の内容が公にされることとなると、今後、非違行為が疑われる行為を発見した者が、公にされることを意識して、当該行為に関する具体的かつ率直な内容を記載することを躊躇し、又は報告自体をしなくなるおそれがあると認められる。

エ したがって、本件不開示部分を公にすることにより、結果として県教育委員会が職員の人事管理に関する情報を得られず、公正かつ円滑な人事管理に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

- オ 以上のことから、本件不開示部分は、条例第7条第6号に該当する。
(5) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

- 文書1 当該職員が平成28年10月27日午後2時6分に送信したメールの写し
文書2 当該職員が平成28年12月13日午前11時30分に送信したメールの写し
文書3 当該職員が平成28年12月21日午前11時18分に送信したメールの写し

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30.12.14	諮問（弁明書の写しを添付）
31.2.22 (第568回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
31.4.19 (第571回審査会)	審議
1.5.31	答申

答申第 904 号

諮問第 1590 号

件名：中小企業等協同組合設立認可申請書等の一部開示決定に関する件（第三者審査請求）

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記 1 に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において開示することとし、審査請求の対象となった短期貸付先名称、短期貸付金金額及び短期貸付金額が推定できる部分のうち、短期貸付金金額及び短期貸付金額が推定できる部分を開示することとしたことは妥当であるが、短期貸付先名称は不開示とすべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、開示請求者が平成 30 年 6 月 29 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が開示請求者に対して平成 30 年 8 月 10 日付けで行った一部開示決定を取り消し、本件行政文書のうち、財産目録の一部（短期貸付金の名称及び金額並びに当該金額の推計の根拠となる関連金額）の不開示を求めるものである。

知事は、本件行政文書に第三者である審査請求人に関する情報が含まれていることから、条例第 15 条第 1 項の規定に基づき、審査請求人に対して意見書を提出する機会を与えた上で一部開示決定を行い、平成 30 年 8 月 10 日付けで、審査請求人に対して、同条第 3 項の規定に基づき、本件行政文書のうち一部を開示とする旨の通知をしたところ、本件審査請求が提起されたものである。

なお、本件審査請求の提起に伴い、知事は、開示の実施の執行停止を決定し、開示請求者及び審査請求人に対し、平成 30 年 8 月 28 日付けで、本件審査請求に係る裁決をするまでの間、執行を停止する旨通知した。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

一部開示の対象である決算書類については、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号。以下「組合法」という。）において、組合員以外への開示が求められているものではない。中小企業等協同組合決算関係書類

提出書中、当該財産目録のうち、短期貸付金の貸付先及び金額は、貸付先の事業活動情報に該当し、開示された場合、当該貸付先の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号イに該当する。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

ア 中小企業等協同組合設立認可申請書

「中小企業等協同組合設立認可申請書」は、特定の中小企業等協同組合（以下「本件組合」という。）の設立認可申請及び認可に係る一連の文書であり、その内容は次のとおりである。なお、次の(ウ)及び(エ)の文書は、本件一部開示決定通知書において「【設立準備にかかる資料一切】」と記載したものである。

(ア) 中小企業等協同組合設立認可について

この文書は、組合法第27条の2第1項の規定に基づき、本件組合の設立発起人から設立の認可申請に当たり知事に提出された中小企業等協同組合設立認可申請書に対する本件組合の設立認可を行うための起案文書であり、起案用紙、組合の設立目的や組合の概要等が記載された記書、設立発起人代表宛て認可書案、愛知県中小企業団体中央会会長及び農林水産部長宛て通知案、愛知県中小企業団体中央会からの認可申請についての副申書、本件組合の設立発起人から提出された中小企業等協同組合設立認可申請書、確認事項と題する文書、本件組合に係る現在事項全部証明書並びに施行した認可書の写しからなる。

なお、本件組合の設立発起人から提出された中小企業等協同組合設立認可申請書は、表紙、定款、事業計画書、資金計画書、役員の名及び住所を記載した書面、設立趣意書、設立同意者が全て組合員たる資格を有する者であることを発起人が誓約した書面、設立同意者がそれぞれ引き受けようとする出資口数を記載した書面、収支予算書、創立総会の議事録、印鑑証明書、委任状、就任承諾書、設立同意書及び出資引受書からなる。

(イ) 経営活性化診断報告書（平成19年9月）

この文書は、本件組合の新市場建設計画及び収支計画等の妥当性について検討するため、財団法人あいち産業振興機構（当時）が行った経営活性化診断報告書であり、表紙、診断実施要領、目次及び報告内容からなる。

なお、報告内容は、花き卸売市場の現状、新市場開設者の概要、新市場建設計画、共同事業の運営計画、投資・資金調達計画、協同組合

の収支・資金計画、組合員の事業計画、仲卸業者の動向、総評及び資料編からなる。

(ウ) 事業協同組合設立に関する打合せに係る資料

これらの文書は、本件組合の設立申請に当たり事前に関係者による打合せを行った際の資料であり、産業労働部商業流通課（当時）、農林水産部食育推進課（当時）、市場準備会メンバー、愛知県中小企業団体中央会及び財団法人あいち産業振興機構の担当者が打合せを行った際の記録、財団法人あいち産業振興機構から送付された資料からなる。

(エ) 中小企業等協同組合の設立認可に係る照会について

この文書は、本件組合が設置する花き卸売市場の設置が卸売市場法に抵触しないこと及び愛知県卸売市場整備計画と当該花き卸売市場との整合性が保たれていることについて、産業労働部長から事業を所管している農林水産部長へ照会するための起案文書であり、起案用紙、農林水産部長宛て照会案、卸売市場についてと題する資料及び当該照会に対する農林水産部長からの回答書からなる。

イ 中小企業等協同組合定款変更認可申請書

「中小企業等協同組合定款変更認可申請書」とは、中小企業等協同組合定款変更認可申請書及び認可に係る一連の文書であり、その内容は次のとおりである。

(ア) 平成 23 年度組合定款変更認可一覧（本件組合に係る部分）

この文書は、平成 23 年度に定款変更認可申請及び認可があった中小企業等協同組合の一覧が記された書類であり、申請日付、認可日、区分、名称、内容、認可番号、台帳記載日等が記載されている。

(イ) 中小企業等協同組合の定款変更認可について（平成 23 年度）

この文書は、本件組合からあった中小企業等協同組合定款変更認可申請書による申請に対して、定款変更の認可を行うための起案文書であり、起案用紙、変更内容等が記載された記書、本件組合宛て認可書案、愛知県中小企業団体中央会会長宛て通知案、中小企業等協同組合定款変更認可申請書、当該認可申請に係る愛知県中小企業団体中央会からの副申書、組合台帳（本件組合に係る部分）及び本件申請に対する本件組合宛て認可書の写しからなる。

なお、中小企業等協同組合定款変更認可申請書は、本件組合から定款の変更認可申請のため知事に提出されたもので、表紙、定款変更理由書、定款変更箇所新旧対照表及び通常総会議事録からなる。

(ウ) 平成 25 年度組合定款変更認可一覧

この文書は、平成 25 年度中に定款変更の申請及び認可があった中小企業等協同組合の一覧が記された書類であり、申請日付、認可日、

区分、名称、内容、認可番号、台帳変更日等が記載されている。

(エ) 中小企業等協同組合の定款変更認可について（平成 25 年度）

この文書は、本件組合からあった中小企業等協同組合定款変更認可申請書による申請に対して、定款変更の認可を行うための起案文書であり、起案用紙、変更内容等が記載された記書、本件組合宛て認可書案、愛知県中小企業団体中央会会長宛て通知案、中小企業等協同組合定款変更認可申請書、当該認可申請に係る愛知県中小企業団体中央会からの副申書及び組合台帳（本件組合に係る部分）からなる。

なお、中小企業等協同組合定款変更認可申請書は、本件組合から定款の変更認可申請のため知事に提出されたもので、表紙、定款変更理由書、定款変更箇所新旧対照表及び臨時総会議事録からなる。

ウ 中小企業等協同組合決算関係書類提出書

「中小企業等協同組合決算関係書類提出書」は、中小企業等協同組合決算関係書類の提出に係る一連の文書であり、その内容は次のとおりである。

(ア) 平成 27 年度提出中小企業等協同組合決算関係書類に係る供覧文書（本件組合に係る部分）

この文書は、平成 27 年度に提出のあった中小企業等協同組合決算関係書類を商業流通課内で供覧した文書のうち本件組合に係るものであり、指導事項等が記載されている表紙、中小企業等協同組合決算関係書類提出書、実施機関の担当者が作成した組合決算関係書類チェック表及び組合台帳（本件組合に係る部分）からなる。

なお、中小企業等協同組合決算関係書類提出書は本件組合から知事に提出された決算関係書類であり、表紙、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、損失処理案、監査報告書、通常総会議事録の謄本及び決算関係書類チェックシートからなる。

(イ) 平成 28 年度提出中小企業等協同組合決算関係書類に係る供覧文書（本件組合に係る部分）

この文書は、平成 28 年度に提出のあった中小企業等協同組合決算関係書類を供覧するための文書のうち本件組合に係るものであり、指摘事項等が記載されている表紙、中小企業等協同組合決算関係書類提出書及び組合台帳（本件組合に係る部分）からなる。

なお、中小企業等協同組合決算関係書類提出書は本件組合から知事に提出された決算関係書類であり、表紙、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、損失処理案、監査報告書、第 4 号議案役員選挙についてと題する書類、通常総会議事録の謄本及び決算関係書類チェックシートからなる。

(ロ) 平成 29 年度提出中小企業等協同組合決算関係書類に係る供覧文書

(本件組合に係る部分)

この文書は、平成 29 年度に提出のあった中小企業等協同組合決算関係書類を供覧するための文書のうち本件組合に係るものであり、指摘事項等が記載されている表紙、中小企業等協同組合決算関係書類提出書及び組合台帳（本件組合に係る部分）からなる。

なお、中小企業等協同組合決算関係書類提出書は本件組合から知事に提出された決算関係書類であり、表紙、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、損失処理案、監査報告書、通常総会議事録の謄本及び決算関係書類チェックシートからなる。

エ 中小企業等協同組合役員変更届書

「中小企業等協同組合役員変更届書」は、中小企業等協同組合役員変更届書に係る一連の文書であり、その内容は次のとおりである。

(ア) 20 年度役員変更届書受付簿（本件組合に係る部分）

この文書は、平成 20 年度に提出のあった中小企業等協同組合役員変更届書を供覧するための文書のうち本件組合に係るものであり、平成 20 年度に提出のあった中小企業等協同組合役員変更届書の受付簿（本件組合に係る部分）及び中小企業等協同組合役員変更届書からなる。

なお、中小企業等協同組合役員変更届書は本件組合から知事に提出された役員変更届書であり、表紙、変更した事項を記載した書面、理事会議事録及び履歴事項全部証明書からなる。

(イ) 平成 22 年度「役員変更届」收受簿

この文書は、平成 22 年度に提出のあった中小企業等協同組合役員変更届書の一覧が示された本件組合に係るものであり、收受日、区分、組合名称、種類、收受番号、備考、台帳記入日等が記載されている。

(ロ) 中小企業等協同組合の役員変更届について（平成 22 年度）（本件組合に係る部分）

この文書は、平成 22 年度に提出のあった中小企業等協同組合役員変更届書を供覧するための文書のうち本件組合に係るものであり、起案用紙、平成 22 年度「役員変更届」收受簿、中小企業等協同組合役員変更届書及び組合台帳（本件組合に係る部分）からなる。

なお、中小企業等協同組合役員変更届書は本件組合から知事に提出された役員変更届書であり、表紙、変更した事項を記載した書面、理事会議事録の謄本及び履歴事項全部証明書からなる。

(ハ) 平成 23 年度「役員変更届」收受簿

この文書は、平成 23 年度に提出のあった中小企業等協同組合役員変更届書の一覧が示された本件組合に係るものであり、收受日、区

分、組合名称、種類、收受番号、備考、台帳記入日等が記載されている。

- (ウ) 中小企業等協同組合の役員変更届について（平成 23 年度）（本件組合に係る部分）

この文書は、平成 23 年度に提出のあった中小企業等協同組合役員変更届書を供覧するための文書のうち本件組合に係るものであり、起案用紙、平成 23 年度「役員変更届」收受簿、中小企業等協同組合役員変更届書及び組合台帳（本件組合に係る部分）からなる。

なお、中小企業等協同組合役員変更届書は本件組合から知事に提出された役員変更届書であり、表紙、変更した事項を記載した書面及び通常総会議事録からなる。

- (エ) 中小企業等協同組合の役員変更届について（平成 24 年度）（本件組合に係る部分）

この文書は、平成 24 年度に提出のあった中小企業等協同組合役員変更届書を供覧するための文書のうち本件組合に係るものであり、起案用紙、平成 24 年度「役員変更届」收受簿及び中小企業等協同組合役員変更届書からなる。

なお、中小企業等協同組合役員変更届書は本件組合から知事に提出された役員変更届書であり、表紙、理事会議事録、変更した事項を記載した書面及び履歴事項全部証明書からなる。

- (オ) 中小企業等協同組合の役員変更届について（平成 25 年度）（本件組合に係る部分）

この文書は、平成 25 年度に提出のあった中小企業等協同組合役員変更届書を供覧するための文書のうち本件組合に係るものであり、起案用紙、平成 25 年度「役員変更届」收受簿及び中小企業等協同組合役員変更届書からなる。

なお、中小企業等協同組合役員変更届書は本件組合から知事に提出された役員変更届書であり、表紙、本件組合役員名簿及び通常総会議事録の謄本からなる。

- (カ) 中小企業等協同組合の役員変更届について（平成 26 年度）（本件組合に係る部分）

この文書は、平成 26 年度に提出のあった中小企業等協同組合役員変更届書を供覧するための文書のうち本件組合に係るものであり、起案用紙、平成 26 年度「役員変更届」收受簿及び中小企業等協同組合役員変更届書からなる。

なお、中小企業等協同組合役員変更届書は本件組合から知事に提出された役員変更届書であり、表紙、変更した事項を記載した書面、理事会議事録及び履歴事項全部証明書からなる。

(ケ) 平成 28 年度「役員変更届」收受簿（本件組合に係る部分）

この文書は、平成 28 年度に提出のあった中小企業等協同組合役員変更届書を供覧するための文書のうち本件組合に係るものであり、平成 28 年度に提出のあった中小企業等協同組合役員変更届書の收受簿（本件組合に係る部分）、本件組合から提出された中小企業等協同組合役員変更届書及び組合台帳（本件組合に係る部分）からなる。

なお、中小企業等協同組合役員変更届書は本件組合から知事に提出された役員変更届書であり、表紙、変更年月日、変更事由、変更した事項を記載した書面、理事会議事録の謄本及び履歴事項全部証明書からなる。

オ 組合台帳

この文書は、知事が所管する中小企業等協同組合の情報を管理している台帳のうち本件組合に係る部分であり、組合の名称、設立認可年月日、組合員数等が記載されている。

(2) 本件審査請求の対象となる内容

審査請求人は、審査請求書において、「財産目録の一部（短期貸付金の貸付先の名称及び金額並びに当該金額の推計の根拠となる関連金額）」について、貸付先の事業活動情報に該当するとして開示を取り消す旨求めている。

まず、「短期貸付金の貸付先の名称」については、前記(1)ウの中小企業等協同組合決算関係書類提出書のうち財産目録の流動資産のうち「短期貸付金」の項目（以下「短期貸付先名称」という。）に記載されている。

次の、「短期貸付金の金額」については、前記(1)ウの中小企業等協同組合決算関係書類提出書のうち財産目録及び貸借対照表の流動資産のうち「短期貸付金」の項目（以下「短期貸付金額」という。）に記載されている。

最後に、「当該金額の推計の根拠となる関連金額」については、前記(1)ウの中小企業等協同組合決算関係書類提出書のうち財産目録及び貸借対照表中に記載のある短期貸付金額を算出可能な短期貸付金額以外の金額（以下「短期貸付金額が推定できる部分」という。）である。

したがって、本件審査請求で審査請求人が不開示とすることを求めている部分は、短期貸付先名称、短期貸付金額及び短期貸付金額が推定できる部分の部分であると判断した。よって、以下、審査請求人が不開示とすることを求めている短期貸付先名称、短期貸付金額及び短期貸付金額が推定できる部分の不開示情報該当性について説明する。

(3) 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

ア 本件行政文書のうち上記(1)ウの中小企業等協同組合決算関係書類提出書の財産目録については、預金の種類及び預け先金融機関、前払費用

(2)のものの支払先、外部出資金の出資先、長期保有有価証券の銘柄及び長期借入金の借入先を、本件一部開示決定通知書の「開示しないこととした部分」において、「財産目録に係る預金の内容、前払費用(2)、外部出資金の出資先、長期保有有価証券の銘柄、長期借入金の借入先の内容が分かる部分」として、本件組合の金融取引に関する情報であり本件組合の事業に関する情報の中でも重要かつ機微な情報であること及び本件組合の内部管理情報であることから、公にすることにより、本件組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとして条例第7条第3号イに該当すると判断して不開示とした。

しかし、財産目録のその余の部分及び貸借対照表については、開示したとしても本件組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないとして開示することとしており短期貸付先名称、短期貸付金の金額及び短期貸付金額が推定できる部分についても、開示することとしていた。

イ 本件審査請求の内容を検討するに当たり、短期貸付先名称、短期貸付金額及び短期貸付金額が推定できる部分の条例第7条第3号イ該当性について再度検討した。

(ア) 短期貸付先名称について

短期貸付先名称について、本件一部開示決定では、本件組合の正当な利益を害するおそれはないと判断し、前記アにおいて述べたとおり、条例第7条第3号イに該当しないことから開示することとしていた。

しかし、再度検討したところ、同号イ該当性の判断に当たっては、本件組合だけではなく、貸付先の利益も考慮する必要があることから、短期貸付先名称を公にすることで、その貸付先の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

すなわち、本件一部開示決定では、財産目録のうち長期借入金の借入先については、金融取引に関する情報であり本件組合の事業に関する情報の中でも重要かつ機微な情報であるとして、前記アのとおり、公にすることにより、本件組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとして不開示としているところ、短期貸付先名称については、本件組合の貸付先からすれば借入先が明らかとなる情報であることから、貸付先の利益をも考慮すれば、本件組合の借入先を不開示としたのと同様に、公にすることにより、当該貸付先の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるといえる。

したがって、短期貸付先名称は、条例第7条第3号イに該当することから不開示とすべきであった。

(イ) 短期貸付金額及び短期貸付金額が推定できる部分について

短期貸付金額及び短期貸付金額が推定できる部分については、貸借対照表及び財産目録に記載されている。まず、貸借対照表に記載された短期貸付金額について、貸借対照表には単に「短期貸付金」という一般的な記載しかないため、その金額を開示したとしても具体的な貸付先の具体的な内容が判明することはなく、本件組合に特有のノウハウ等が具体的に明らかとなるものではないことから、重要かつ機微な情報や内部管理情報とまではいえない。また、財産目録に記載された短期貸付金額は、貸借対照表に記載された金額と同じものであり、前記(ア)のとおり短期貸付先名称を不開示とすれば、その金額に係る具体的な内容は開示されないこととなるため、貸借対照表の金額と同じく重要かつ機微な情報や内部管理情報とはいえない。

そして、短期貸付金額が推定できる部分についても、短期貸付金額と同様、不開示とする理由はない。

したがって、前記(ア)のとおり短期貸付先名称を不開示とすれば、短期貸付金額及び短期貸付金額が推定できる部分は、公にされても貸付先の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないことから、条例第7条第3号イに該当しない。

ウ 以上のことからすれば、短期貸付金額及び短期貸付金額が推定できる部分については不開示とする理由はないが、短期貸付先名称は不開示とすべきであった。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

一方、条例第15条第1項は、開示請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されている場合に、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることを定めている。

当審査会は、第三者の権利利益及び公益との調整を図りつつ、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書のうち、審査請求の対象となった部分が記載されているものは、前記3(1)ウの中小企業等協同組合決算関係書類提出書であると認められ、その内容及び構成は、前記3(1)ウで実施機関が説明するとおりであ

ると認められる。

前記 3(1)ウの中小企業等協同組合決算関係書類提出書のうち、実施機関が開示としたのは、別記 2 に掲げる部分を除いた部分である。そして、第三者である審査請求人が不開示とすることを求めているのは、当該開示とした部分のうち、短期貸付先名称、短期貸付金額及び短期貸付金額が推定できる部分であると認められる。そこで、当該文書において実施機関が開示とした部分のうち、短期貸付先名称、短期貸付金額及び短期貸付金額が推定できる部分が条例第 7 条第 3 号イに該当するか否かを、以下検討する。

(3) 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

ア 条例第 7 条第 3 号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方に基づき、短期貸付先名称、短期貸付金の金額及び短期貸付金額が推定できる部分が同号イに該当するか否かを、以下検討する。

イ 短期貸付先名称について

実施機関によれば、短期貸付先名称については、本件組合の貸付先からすれば借入先が明らかとなる情報であることから、貸付先の利益をも考慮すれば、本件組合の借入先を不開示としたのと同様に、公にすることにより、当該貸付先の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるといえ、短期貸付先名称は、条例第 7 条第 3 号イに該当することから不開示とすべきであったとのことである。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、短期貸付先名称は、本件組合が短期貸付金として資金を貸し付けている先の法人の名称であることが認められた。実施機関も説明するとおり、金融取引に関する情報は、法人の事業に関する情報の中でも重要かつ機微な情報であるといえ、それを公にすることになれば、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるといえる。

なお、審査請求人は審査請求書において貸付先の事業活動情報に該当する旨主張しており、また、実施機関によれば、貸付先の利益をも考慮すれば不開示とすべきであったとのことであるが、本件行政文書に係る

金融取引に関する情報の重要性は、貸付元及び貸付先の別によって異なるところはないと解されるため、貸付先はもとより、本件組合の正当な利益を害するおそれもあると認められる。

よって、短期貸付先名称は、条例第7条第3号イに該当する。

ウ 短期貸付金額及び短期貸付金額が推定できる部分について

前記イにおいて述べたとおり、短期貸付先名称は不開示とすることが妥当であるが、貸付先が公になっていなければ、金額が公になったとしても、本件組合の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

よって、短期貸付金額及び短期貸付金額が推定できる部分は、条例第7条第3号イに該当しない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記 1

- ・ 中小企業等協同組合設立認可申請書
- ・ 中小企業等協同組合定款変更認可申請書
- ・ 中小企業等協同組合決算関係書類提出書
- ・ 中小企業等協同組合役員変更届書
- ・ 組合台帳

別記 2

- ・ 個人の氏名、住所、法人・役職名及び員外の別、兼務役員の状況、印影並びに緊急議案の内容が分かる部分
- ・ 法人の印影
- ・ 決算書に対する指導事項等の内容が分かる部分
- ・ 共同購買事業の内容が分かる部分
- ・ 関係団体負担金の内容が分かる部分
- ・ 役員に関する事項の役員氏名及び兼務役員の状況（会社名と役職）が分かる部分
- ・ 市場運営協議会の内容が分かる部分
- ・ 職員数が分かる部分
- ・ 組合と協力関係にある組合員が構成する組織の概要が分かる部分
- ・ その他組合の状況に関する重要な事項が分かる部分（卸売市場近代化資金利子補給補助金を除く）
- ・ 財産目録に係る預金の内容、前払費用(2)、外部出資金の出資先、長期保有有価証券の銘柄、長期借入金の借入先の内容が分かる部分
- ・ 損益計算書の大項目、補助金収入及び合計以外の部分
- ・ 決算関係書類チェックシートに係る判定、経営判断、所見及びチェックシートに関する要改善事項の内容が分かる部分
- ・ 組合決算関係書類チェック表に係る適否、特記事項及び 8 所見等の内容が分かる部分
- ・ 組合台帳に係る職業（企業名）が分かる部分

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
31. 1. 25	諮問（弁明書の写しを添付）
31. 3. 20 (第569回審査会)	実施機関職員から開示理由等を聴取
同 日	審議
31. 4. 19 (第571回審査会)	審議
1. 5. 31	答申

答申第 905 号

諮問第 1593 号

件名：電気工事業者立入検査報告書等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別表の 1 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において不開示とした同表の 2 欄に掲げる部分のうち、代表者個人の携帯電話番号及び立入検査結果がわかる部分を不開示としたことは妥当であるが、主任電気工事士の免状の種類、交付番号及び定期講習の受講については開示すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 12 月 25 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が平成 30 年 2 月 2 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。黒塗り部分が不明のため。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 別表の 1 欄に掲げる文書 1（以下「文書 1」という。同欄に掲げる文書 2 以下も同様とする。）及び文書 2 のうち、立入検査結果がわかる部分（文書 1 及び文書 2 に係るもの）の不開示に関して、反論を述べる。

a 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

本件に関して愛知県は、「仮に法令違反があり、当該法令違反を理由とした行政指導が行われていた場合、当該事業者の社会的評価を低下させることになり」という理由から、不開示としている。

しかしながら当事業者に関しては、行政指導等については、別に行われている訴訟において、愛知県は、その内容について主張している。

よって、本件に係る不開示部分について開示をしても、問題は全

く生じない。

b 条例第7条第6号該当性について

本件に関して愛知県は、「立入検査時に電気工事業者から聞き取った又は報告があった法令違反の有無等が記載されている」ことから、開示した場合、それ以後愛知県の業務へ影響を与える可能性があることを理由に、不開示としている。

しかしながら当事業者に関しては、別に行われている訴訟において、愛知県は、その内容について主張している。

よって、本件に係る不開示部分について開示をしても、問題は全く生じない。

(イ) 文書3のうち、立入検査結果がわかる部分（文書3に係るもの）の不開示に関して、反論を述べる。

a 条例第7条第3号イ該当性について

本件に関して愛知県は、「仮に法令違反があり、当該法令違反を理由とした行政指導が行われていた場合、当該事業者の社会的評価を低下させることになり」という理由から、不開示としている。

しかしながら当事業者に関しては、行政指導等については、別に行われている訴訟において、愛知県は、その内容について主張している。

よって、本件に係る不開示部分について開示をしても、問題は全く生じない。

(ウ) 文書1及び文書2のうち、主任電気工事士の免状の種類、交付番号及び定期講習の受講、代表者個人の携帯電話番号の不開示に関しては、反論しない。

ウ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

今回、開示をしないという県側の理由が、業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある、そういった理由であるが、それは単なる抽象的かつ観念的な可能性にすぎず、具体的かつ客観的な理由とは言い難いと考える。

また、審査請求人は、あくまで県の立入検査という指導については確認をしたい。しかしながら、当該業者の個人情報等には一切興味がなく、その業者に迷惑をかけるといったつもりはない。よって、指導に関係のない個人情報等は開示していただかなくて結構である。

また、今回の県側の主張のように、どんな軽微なものであれ業者の法令違反の存在の可能性を盾として、正当な利益を害するおそれがある、そういう理由で県の行政指導を一切確認できないという判断が万が一下されるのであれば、業者の法令違反がなかった場合も含め、今後、県民

は同様の請求を行ったとしても、未来永劫^{ごう}県の行政指導の内容を知ることができなくなってしまう。

よって、公正な判断を求めたいと思う。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和 45 年法律第 96 号。以下「法」という。）第 29 条には、都道府県知事は、電気工事業を営む者に対して、必要な報告を求め、又はその職員に立入検査をさせることができることが規定されている。本件行政文書は、同条及び電気工事業の登録等事務の処理の運用に関して知事が定めた内規である電気工事業登録等事務処理要領の 12 の規定に基づき、平成 28 年 6 月 14 日に A 社（以下「本件事業者」という。）に対して、愛知県西三河県民事務所防災保安課（以下「西三河県民事務所防災保安課」という。）の職員が、立入検査を実施した結果について記載したものである。

ア 文書 1 について

文書 1 は、電気工事業登録等事務に関する事務要綱（以下「要綱」という。）様式 11 をもって作成された平成 28 年 6 月 14 日に本件事業者に対して実施した立入検査の報告書であり、1 枚目には本件事業者の名称、代表者の氏名、事業所所在地等の基本情報を始め、主任電気工事士等の氏名、免状の種類、交付番号及び定期講習の受講に関する記録、電気工事業者に義務付けられている帳簿及び器具の備付けの有無、標識の掲示等に係る法令違反の有無等が記載されている。また、2 枚目には立入検査の結果を基に行った指示、命令等の措置、本件事業者の工業（協同）組合の加入の有無、登録証の有無等の内容が記載されている。

イ 文書 2 について

文書 2 は、平成 28 年 6 月 14 日の本件事業者の立入検査を行った際に、要綱様式 12 をファクシミリで送信し、受け取った本件事業者において記入した上で、ファクシミリで西三河県民事務所防災保安課宛てに返信されたものである。要綱様式 12 は、立入検査時に電気工事業者が不在の場合、郵便受けに投函^{かん}し、又は郵送若しくはファクシミリで送付し、受け取った電気工事業者が記入し後日返送されるものである。

文書 2 には、本件事業者の名称、代表者の氏名、事業所所在地等の基本情報を始め、主任電気工事士等の氏名、免状の種類、交付番号及び定期講習の受講に関する記録、電気工事業者に義務付けられている帳簿及び器具の備付けの有無、標識の掲示等に係る法令違反の有無、代表者個人の携帯電話番号等が記載されている。

ウ 文書 3 について

文書 3 は、西三河県民事務所防災保安課の職員が、平成 28 年 6 月 14 日に行った立入検査について、当日の状況及びその後の対応に係る事務の進捗状況をまとめて記載したもののうち、本件事業者に係る内容が記載されている部分のページを抜粋したものである。文書 3 には、本件事業者及びそれ以外の電気工事業者に対する立入検査の事務の進捗状況として、立入検査実施時の状況、不明事項を事業者に対して確認した旨、事業者に対する電話でのやりとり、変更届提出までのやりとり等が記載されている。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 代表者個人の携帯電話番号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当し、同号ただし書きからニまでに該当するものではないため、同号に該当する。

イ 主任電気工事士の免状の種類、交付番号及び定期講習の受講について、法第 16 条では、登録電気工事業者登録簿（以下「登録簿」という。）の謄本の交付又は閲覧の請求について規定している。電気工事業者が法に基づき登録を受けているか否かは、その取引先その他関係者にとって重要な事項であるため、何人に対しても登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求できることとしたものである。主任電気工事士の免状の種類及び交付番号は、法第 5 条の規定に基づき登録簿に登録することとされている事項であるため、通常電気工事業者の主任電気工事士の免状の種類及び交付番号は、法令の定めるところにより公にされている情報である。

しかし、本件行政文書に記載してある電気工事業者は、法第 34 条に規定するいわゆるみなし登録電気工事業者であるため、法第 5 条の登録の実施（登録簿の作成）が求められておらず、法第 16 条の登録簿の謄本の交付又は閲覧の請求の対象ではないことから、公にされている情報ではない。

よって、主任電気工事士の免状の種類、交付番号及び定期講習の受講は、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

(3) 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

ア 立入検査結果がわかる部分（文書 1 及び文書 2 に係るもの）として不開示とした部分は、電気工事業者に義務付けられている帳簿及び器具の備付けの有無、標識の掲示等に係る法令違反の有無、立入検査の結果を基に行った指示、命令等の措置、本件事業者の工業（協同）組合の加入の有無、登録証の有無等であり、これらの部分には、当該立入検査の対象となった事業者の法令違反の有無が記載されている。仮に法令違反があり、当該法令違反を理由とした行政指導が行われていた場合、当該事業者の社会的評価を低下させることになり、当該部分は条例第 7 条第 3

号イに該当する。

なお、法令違反があった部分のみを不開示とした場合、不開示部分が法令違反であったことが類推されてしまうことから、法令違反の有無にかかわらず、立入検査結果がわかる部分全てを不開示としたものである。

イ 立入検査結果がわかる部分（文書 3 に係るもの）として不開示とした部分は、立入検査の事務の進捗状況として、立入検査実施時の状況、不明事項を事業者に対して確認した旨、事業者に対する電話でのやりとり、変更届提出までのやりとり等であり、これらの部分には、当該立入検査の対象となった事業者の法令違反の有無が記載されている。仮に法令違反があり、当該法令違反を理由とした行政指導が行われていた場合、当該事業者の社会的評価を低下させることになり、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

なお、法令違反があった部分のみを不開示とした場合、不開示部分が法令違反であったことが類推されてしまうことから、法令違反の有無にかかわらず、立入検査結果がわかる部分全てを不開示としたものである。

(4) 条例第 7 条第 6 号該当性について

本件行政文書に係る立入検査は、電気工事業の業務の適正な実施を確保し、もって一般用電気工作物及び自家用電気工作物の保安の確保に資することを目的として、法第 29 条及び電気工事業登録等事務処理要領の 12 に基づき実施しているものである。立入検査結果がわかる部分（文書 1 及び文書 2 に係るもの）には、立入検査時に電気工事業者から聞き取った又は報告があった法令違反の有無等が記載されていることから、当該部分が開示されることとなると、今後の検査時において、電気工事業者が開示されることを意識して、率直な回答及び報告を行わないこととなり、正確な検査結果が得られなくなるおそれがあることから、立入検査の事務に支障が生じるおそれがある。よって、当該部分は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、西三河県民事務所防災保安課の職員が、電気工事業者に対して立入検査を実施した結果に関して作成又は取得した文書であり、その記載内容は、前記 3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、別表の 2 欄に掲げる部分を同欄に掲げる規定に該当するとして不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、同号ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、主任電気工事士の免状の種類、交付番号及び定期講習の受講並びに代表者個人の携帯電話番号が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 主任電気工事士の免状の種類、交付番号及び定期講習の受講について

実施機関によれば、通常電気工事業者の主任電気工事士の免状の種類及び交付番号は法令により公にされている情報といえるものの、本件行政文書に記載してある電気工事業者は、いわゆるみなし登録電気工事業者であることから、公にされている情報ではないとのことである。

しかし、当審査会において実施機関に確認したところ、みなし登録電気工事業者であっても、電気工事業を開始したときには、法第 34 条第 4 項の規定に基づき知事に対して届出がなされることから、登録簿と同程度の情報を管理しており、電気工事に係る保安の確保のため、電気工事に従事する者が電気工事士の資格を有しているのか問合せがあった場合には、電気工事士の免状の種類又は交付番号を回答しているとのことである。主任電気工事士の免状の種類及び交付番号は個人の資格に関する情報ではあるが、法令の規定に基づかないとしても、一般からの問合せに対して回答する取扱いがされているのであれば、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているといえることから、条例第 7 条第 2 号ただし書イに該当する。

さらに、主任電気工事士の定期講習の受講についても、当審査会において実施機関に確認したところ、主任電気工事士の免状の種類を明らか

にした場合には、不開示とする理由のない情報であることが認められた。

よって、主任電気工事士の免状の種類、交付番号及び定期講習の受講は、条例第7条第2号ただし書イに該当する。

ウ 代表者個人の携帯電話番号について

代表者個人の携帯電話番号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。また、代表者個人の携帯電話番号は、慣行として公にされ、又は公にすることを予定されている情報ではないことから、条例第7条第2号ただし書イに該当しない。また、同号ただし書ロからニまでに該当しないことは明らかである。

エ 以上のことから、代表者個人の携帯電話番号は条例第7条第2号に該当するが、主任電気工事士の免状の種類、交付番号及び定期講習の受講は同号に該当しない。

(4) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 条例第7条第3号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方にに基づき、本件行政文書において実施機関が同号イに該当するとして不開示とした立入検査結果がわかる部分（文書1及び文書2に係るもの）及び立入検査結果がわかる部分（文書3に係るもの）（以下単に「立入検査結果がわかる部分」という。）の同号該当性について、以下検討する。

イ 当審査会において実施機関が立入検査結果がわかる部分として不開示とした部分を見分したところ、当該部分には、本件事業者に対して行われた法に基づく検査の内容が記載されていることから、これを公にすれば、法令違反又は指摘事項の有無が明らかになり、本件事業者の社会的評価を不当に損ねるおそれがある。また、立入検査結果がわかる部分には、必ずしも法令違反の有無に直結しない内容が記載されている部分も認められたが、当該部分についても、立入検査に係るやりとり及び立入検査の経緯、本件事業者の従業員の体制等の事業活動に係る情報等が記

載されていることから、当該部分を含め、全体として、立入検査結果がわかる部分を公にすれば、本件事業者の営業上の利益を不当に害するおそれがあると認められる。

ウ なお、審査請求人は、別に行われている訴訟において、愛知県は、行政指導の内容について主張しているため、開示しても問題は生じないと主張している。そこで、当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、訴訟においては、事業者名を伏せる等して事業者が特定されないよう配慮しているとのことである。したがって、事業者名を開示した上で立入検査結果がわかる部分を不開示としている本件一部開示決定とは状況が異なっている。

さらに、訴訟においては民事訴訟法に基づき訴訟記録の閲覧等が可能ではあるものの、一定の場合に訴訟記録の閲覧等を当事者及び利害関係を疎明した第三者等に制限する規定が設けられているなど、あらゆる場面に認められているものではなく、秘密保護の観点から制約を受けるものであり、裁判は公開が原則といえども、一般に訴訟記録に記載された情報等が直ちに公になるとまでは認められない。

以上のことから、立入検査結果がわかる部分を不開示とすることにより保護すべき利益はありと認められる。

エ よって、立入検査結果がわかる部分は、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

(5) 条例第 7 条第 6 号該当性について

立入検査結果がわかる部分（文書 1 及び文書 2 に係るもの）は、前記(4)において述べたとおり、条例第 7 条第 3 号イに該当することから、実施機関の主張する同条第 6 号該当性について論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書の名称	2 実施機関が開示しないこととした部分及びその根拠規定	
文書 1 電気工事業者立入検査報告書 文書 2 電気工事の業務に関する立入検査について	<ul style="list-style-type: none"> ・主任電気工事士の免状の種類、交付番号及び定期講習の受講 ・代表者個人の携帯電話番号 	第 7 条第 2 号
文書 3 平成 28 年度立入検査日票 28.6.14 実施分のうち、A 社の情報が記載されている部分	<ul style="list-style-type: none"> ・立入検査結果がわかる部分（文書 1 及び文書 2 に係るもの） ・立入検査結果がわかる部分（文書 3 に係るもの） 	第 7 条第 3 号イ 第 7 条第 6 号 第 7 条第 3 号イ

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
31. 1. 31	諮問（弁明書の写しを添付）
1. 5. 24 (第573回審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
1. 6. 28 (第576回審査会)	審議
1. 7. 29	答申

答申第 906 号

諮問第 1595 号

件名：記者発表資料の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、「平成 18 年 3 月 16 日付け記者発表資料」（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、個人の役職、裁判所の判決内容及び過去に他の行政機関から行政処分を受けたが、処分を受けてから 5 年が経過しており、かつ当該行政機関において、処分情報の公開期間が終了している法人に関する情報（以下「他行政機関の行政処分に関する情報」という。）を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 30 年 8 月 28 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 9 月 11 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。本件一部開示決定（一部不開示決定）は、不開示の理由がないにもかかわらず、不開示としたもので違法な処分であるから取り消されるべきである。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 平成 31 年 3 月 22 日付け反論書

a 他行政機関の行政処分に関する情報は、すでに、記者会見された公知の事実であり、秘匿性はない。

すなわち、平成 18 年 3 月 15 日付けの行政処分を同月 16 日付けで公表した記者会見資料であれば、本来不開示となる部分は存在しないものであるし（争いのない事実）、記者会見資料であれば、翌日のマスコミで報道されており、報道記録も残っているはずで、公知性がある。新聞に掲載されている情報を隠すのは不合理である。

b 処分庁は、本件行政文書は、いずれも、条例第 7 条各号の不開

示 事由に該当するものがあると弁明しているが、失当である。

(a) 法人における役職は登記事項であり、個人情報の中の非開示情報には該当しない。

(b) 名古屋簡易裁判所の判決内容は、その全てが個人情報ではなく、その全てを非開示とすべきではない。

(c) 甲社は、A 市で起きた大規模不法投棄事件で不法投棄現場に持ち込まれた産業廃棄物の排出事業者であり、産業廃棄物を委託基準に違反して違法に委託したとして処分された業者である。

A 市は、甲社ほか 7 社に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 12 条第 6 項の規定に違反して産業廃棄物の処分を委託したとして、法第 19 条の 8 第 5 項において準用する行政代執行法第 5 条の規定に基づき、納付命令を発出しており、このことは、A 市のウェブページに、いまでも、掲載されている公知の事実である。

このような処理業者が秘匿によって保護されるのは不合理である。

(d) 乙社は、代表者を変更した。

(e) 許可の取消

- ・ B 市は、甲社の産業廃棄物収集運搬業と処分業及び処理施設設置の許可を取り消した。

- ・ C 市と愛知県は、甲社の廃棄物収集運搬業の許可を取り消した。

- ・ 愛知県は、平成 18 年 3 月 15 日、乙社の産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設の許可を取り消した。

(f) 許可の取消事由は、乙社の代表者が甲社の役員であるところ、甲社の産業廃棄物収集運搬業と処分業及び処理施設設置の許可が取り消されたためであると思慮される。

(g) 乙社廃棄物最処分場跡地は、法の対象ではない廃棄物が埋まっている土地であるとして、法に基づく埋立の終了及び処理施設の廃止の手続きをとらせずに放置しているが、これは、行政の怠慢である。これを問議するための情報を秘匿するのは、担当職員の責任逃れのための隠匿工作でしかない。

(イ) 令和元年 5 月 10 日付け反論書

a 条例に基づく情報を非開示とするについては、情報公開制度が公正で民主的な県政を推進していく上での基礎となるものであること、県の保有する情報を広く県民に公開していくことは、県がその諸活動を県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する県民の理解を深め、県民と県との信頼関係を増進していく上で不可欠なも

のであること、県の保有する行政文書の開示を請求する権利は県民の知る権利であること、情報の提供に関する施策の充実を図り、透明性の高い、開かれた県政を実現するためのものであることを念頭に置くべきであり、杓子定規な文理解釈で非開示を横行させるのは、誤った対応である。

b 実施機関は、本件情報は「5年が経過しており、かつ、当該行政機関において、処分情報の公開期間が終了している法人に関する情報」に該当するとしているが、非開示の理由は成り立たない。本件情報は、D市において、現在進行形の廃棄物処分場に関連する情報であり、まさに、生きた情報であって、過去のこととしてお蔵入りさせるような情報ではない。

c 愛知県は、平成18年3月15日、乙社の産業廃棄物処理業の許可、産業廃棄物処理施設の許可を取り消した。本件行政文書は、前記取消処分を同月16日付けで公表した記者会見資料である。翌日の新聞には、本件資料に基づく報道記事が残っているものと思慮される。

d 愛知県が甲社の産業廃棄物処理業の許可、産業廃棄物処理施設の許可を取り消したのは、甲社の取締役が代表取締役と共謀のうえ、法違反に処せられたからである。

法は、不正行為をするおそれのある業者の許可を取り消すこととしているが、その経緯は、かつての届出制のもとでは、産業廃棄物の不適正処理や不法投棄が横行し、住民の命の飲み水である水源地や生活環境が汚染される事態が頻発し、全国的な産業廃棄物処理施設の反対運動が起きたことから、許可制に改めるとともに、都道府県知事の監督権限を強化し、違法行為のあった処理業者の許可を取り消すものとし、また、法違反で処罰された者が役員をしている別会社の廃棄物処理業者の許可も取り消すものとしているからである（連鎖取消）。

e 愛知県が乙社の産業廃棄物処理業の許可、産業廃棄物処理施設の許可を取り消した理由は、甲社の役員が乙社の役員であったためである。

f 愛知県が乙社の産業廃棄物処理業の許可、産業廃棄物処理施設の許可を取り消したことにより、同社がD市において操業していた産業廃棄物処理施設も操業停止となり、爾来、塩漬けのままであり、現地では、跡地の利用をめぐる大きな社会問題となっている。不適正なまま放置されることは、風評被害のおそれもあり、汚水処理施設もさびついたまま放置され、誰がどのように責任をとるのが社

会問題となっている。

g 愛知県は、許可を取り消しただけで、事後処理については関知しないとの態度であるが、本件情報の秘匿は、愛知県の監督責任を問題にされることを隠蔽するための非開示であると思慮され、行政の責任逃れの為の隠蔽でしかない。

(ウ) 令和元年 5 月 22 日付け反論書

a 愛知県は、平成 18 年 3 月 15 日、乙社の①産業廃棄物処理業の許可と②産業廃棄物処理施設の許可を取り消した。本件行政文書は、前記取消処分を同月 16 日付けで公表した記者会見資料である。

b 甲社の産業廃棄物処理業の許可、産業廃棄物処理施設の許可が取り消されたのは、甲社の取締役が代表取締役と共謀のうえ、法違反に処せられたからである。

法は、連鎖取消の規定により、不正行為をするおそれのある業者の許可を取り消すこととしている。

c 甲社監査役は、乙社の取締役であったので、連鎖取消の規定により、愛知県は、乙社の産業廃棄物処理業の許可と産業廃棄物処理施設の許可を取り消したものである。

d 本件情報は、上記事実を記者会見した資料である。

ウ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

一番知りたいのは、D 市にある産業廃棄物処分場の取消事由である。

この処分場は、愛知県の許可が取り消されて、途中で中断してしまった。何でこの許可が取り消されたのかというのが一番関心のあるところである。

乙社の役員が、甲社の役員になったために、連鎖取消の規定で取り消されたというところまでは分かっている。

甲社が無許可の業者に産廃を委託していたということで取り消されたということらしいということは分かっている。

反論書の中では名前を書いたが、もう 1 人いて、この両名の関係で連鎖取消になったのか、どちらかというのは私の方では分からない。そういうところをはっきりさせたいと思う。

その理由は、本来であれば産業廃棄物の処分場は、埋立ても終了して、その後 10 年から 15 年の期間を経て廃止という手続に至る。その間、汚水の処理をちゃんと監視して、周辺にも汚水が漏れていないか、そういうことをずっと監視している、管理していくわけだが、この件は中断されてしまったため、全くの放りっ放しになってしまった。その乙社が倒産してしまった。誰が責任をとるべきなのかということが問題である。

誰か役員を兼ねたことで取り消されたのかということに一つその糸

口があるのではないかと私は思っている。

現在この処分場を、別の産廃業者が買い取ってここをきれいにするからもっと大規模な処分場を作らせてくれということを愛知県に言っている。

ところが、住民としては、この処分場だけでも問題だったのに、そんな大規模なものができる、さらに将来被害が増えるかもしれないということで大変心配しており、D市も、市長が交代し、反対派の方が市長に就いているので、ここの処分場そのものには反対の意思を表明している。

愛知県の許可の取消しで中断してしまった処分場、これをクリーンにするべき責任は誰にあるのかというところを解明したいというふうに思っている。

愛知県は乙社に対して許可の取消しをするまでに何度か指導している。その指導というのは、あくまで指示である。法的には行政指導になると思うが、ここから出てくる汚水が問題になっているので、きちんと排水基準に適合するようにというふうな指示を何度も何度も出している。県もある程度、この業者は問題だということを承知していたわけで、突然取り消して、そのまま知らないというのではどうも済まないのではないかと思っている。

そういう意味で、実施機関は、個人情報だと言っており、過去の事実だと言っているが、まさに現在進行形の事件で、誰にその責任をとってもらえるのかという点を明確にしていくという点で、ぜひ公開してほしい情報だと思っている。

他の関係の情報は、その関係でどの程度廃棄物が埋まっているか、原状回復するのにどれぐらい必要か、いろいろな関係があって情報公開をしたが、そこら辺のところはしかるべき御判断をいただければいいと思うが、一番ポイントとしたいのは、この許可の取消しがなぜ取り消されたのかということである。

インカメラの規定があるので、委員の先生にはぜひインカメラで見えていただいて、それが本当に秘匿に値するかどうかを御判断いただきたいと思っている。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、乙社に対して平成18年3月15日付けで行った産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設に対する行政処分（許可取消し）に係る記者発表資料である。

愛知県産業廃棄物等不適正処理に係る行政処分要綱（平成 14 年 4 月 1 日施行。以下「要綱」という。）第 8 において、法に基づく行政処分を行ったときは、原則、被処分者名、処分の内容、処分理由、根拠条文等を公表するものとしている。

本件行政文書は、乙社が法第 15 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 9 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号に規定する産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設の許可の取消事由に該当するに至ったため、平成 18 年 3 月 15 日付けで知事が当該許可の取消し（以下「本件処分」という。）を行ったことを、要綱第 8 の規定に基づき同月 16 日付で公表したものである。

なお、公表の方法としては、記者発表資料の配布及び同資料の愛知県のウェブページへの掲載としている。

本件行政文書には、記者発表の日付、記者発表を行った担当課に関する情報、表題、乙社に関する情報、処分の内容、処分理由等が記載されている。

そのうち、不開示とした部分は、処分理由のうち、個人の役職、裁判所の判決内容及び他行政機関の行政処分に関する情報である。

なお、本件行政文書は、平成 18 年 3 月 15 日付けの行政処分を同月 16 日付けで公表した記者発表資料である。記者発表資料は、公表当時は公にされていたものであり、本来不開示となる部分はないが、公表から請求日までに 12 年以上が経過していることから、本件処分に条例第 7 条各号の不開示情報に該当する部分がある場合は、不開示とし得るものである。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 個人の役職について

本件行政文書の不開示部分のうち個人の役職は、本件処分時点において、乙社及び条例第 7 条第 3 号イに該当するとして不開示とした他行政機関の行政処分に関する情報のうち行政処分を受けた法人（以下「本件不開示法人」という。）の双方に所属していた個人の役職であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）である。よって、個人の役職は、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

本件処分については、本件不開示法人が知事以外の特定の他の行政機関（以下「他行政機関」という。）から法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号に該当するとして産業廃棄物処理業の許可を取り消されたところ、乙社の役員又は使用人に本件不開示法人の役員を兼ねる者がいたことから、その者が法第 7 条第 5 項第 4 号ニに該当したことにより、法第 14 条第 5 項第 2 号ニのうち同号イに係る部分に該当することになり、法第 15 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により産業廃棄物処理施設の許可を取り消した

ものである。同様に、本件処分業者の役員又は使用人に本件不開示法人の役員を兼ねる者がいたことから、法第7条第5項第4号りのうち同号ニに係る部分に該当することになり、法第9条の2の2第1項第1号の規定により一般廃棄物処理施設の許可も取り消したものである。

法人の役員の氏名は登記され、公にされているものであるが、乙社の役員又は使用人のうちどの役職の者が他行政機関から行政処分を受けた本件不開示法人の役員などの役職を兼務していたかについては、公表してから本件開示請求までに12年以上が経過していることから、法令若しくは条例の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえ、個人の役職は、条例第7条第2号ただし書イに該当しない。

また、「個人の役職」の個人は公務員等ではないため、同号ただし書ハに該当せず、さらに、同号ただし書ロ及びビに該当しないことは明らかである。

よって、個人の役職は、条例第7条第2号に該当する。

イ 裁判所の判決内容について

本件行政文書の不開示部分のうち裁判所の判決内容は、本件不開示法人に所属していた個人に対し、名古屋簡易裁判所から下された判決内容であり、個人の人格と密接に関連した情報であることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

したがって、裁判所の判決内容は、条例第7条第2号本文に該当する。

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条第1項において、何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができる」と規定されているものの、同項ただし書において訴訟記録の保存等に支障のあるときはこの限りでないと規定され、同条第2項において弁論の公開を禁止した事件の訴訟記録等は訴訟関係人等でなければ閲覧することができないと規定されている。よって、裁判所の判決内容は、法令若しくは条例の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえ、条例第7条第2号ただし書イに該当しない。また、同号ただし書ロからニまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

よって、裁判所の判決内容は、条例第7条第2号に該当する。

(3) 条例第7条第3号イ該当性について

本件行政文書の不開示部分のうち他行政機関の行政処分に関する情報には、他行政機関の名称、他行政機関から行政処分を受けた年月日及び本件不開示法人の名称が記載されている。

産業廃棄物処理業の許可に係る欠格要件について定める法第14条第5

項第 2 号によれば、同号イにおいて準用する法第 7 条第 5 項第 4 号ハにおいて、都道府県知事は法の規定に違反し、又は刑法の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者について産業廃棄物処理業の許可をしてはならないと規定している。本件不開示法人に対する行政処分は、本件不開示法人の役員が当該欠格要件に該当するに至ったため、法第 14 条第 5 項第 2 号イに該当することにより、本件不開示法人が同号ニに該当することになり、法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号の規定により他行政機関から行われたものであるが、当該欠格要件の規定によると、該当の罰金刑の執行後 5 年を経過した者は、当該欠格要件に該当しないこととなり、当該者が役員であっても許可を得ることができる。よって、本件不開示法人が過去に行政処分を受けたことは、本件不開示法人の社会的評価を不当に損ね、本件不開示法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

また、他行政機関に確認したところ、他行政機関では行政処分の情報の公表期間を 5 年としていることから、本件開示請求時点において、本件不開示法人に対する行政処分の情報の公表期間は既に終了している。

あわせて、環境省は、産業廃棄物処理業・処理施設許可取消処分情報と題するウェブページにおいて、全ての自治体による産業廃棄物処理業の許可取消し及び産業廃棄物処理施設の許可取消しについて、処分年月日、処分行政機関並びに被処分者の氏名又は名称及び許可番号を公表しているが、この公表期間も過去 5 年間となっており、同様に公表期間が終了している。

以上により、他行政機関の行政処分に関する情報は、本件開示請求時点において、法の規定に基づく欠格要件に該当する期間も過ぎており、欠格要件に該当していた者が役員であったことを公にすることは、本件不開示法人の社会的評価を不当に損ね、本件不開示法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。したがって、他行政機関の行政処分に関する情報は、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

よって、他行政機関の行政処分に関する情報は、条例第 7 条第 3 号に該当する。

なお、本件不開示法人の名称は不開示としたが、乙社の名称等について不開示としなかったのは、平成 18 年 3 月 15 日に本件処分を行った後、廃棄物の埋立処分を行っていた処分場の管理について、乙社に対し、生活環境の保全上の支障が生じないように適切に管理するよう継続的に行政指導しているにもかかわらず、乙社が当該行政指導に応じず、当該処分場の稼働が長期に渡って停止していることが周辺住民には周知の事実であり、乙社の名称を公にしても、乙社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないと判断したためである。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件処分に係る平成 17 年度の記者発表資料であり、その記載内容は前記 3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、個人の役職及び裁判所の判決内容を条例第 7 条第 2 号に、他行政機関の行政処分に関する情報を同条第 3 号イに該当するとして不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、同号ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方にに基づき、個人の役職及び裁判所の判決内容が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 個人の役職は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

当審査会において実施機関が裁判所の判決内容として不開示とした部分を見分したところ、当該部分には、本件不開示法人の名称及び特定の役員の役職並びに当該役員が名古屋簡易裁判所から受けた判決年月日及び刑罰の内容が記載されていることが認められた。当該部分のうち、本件不開示法人の名称及び特定の役員の役職は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。また、

当該部分のうち、当該役員が名古屋簡易裁判所から受けた判決年月日及び刑罰の内容は、個人の刑罰に関する情報であって、本件不開示法人の関係者等であれば、本件行政文書のうち、開示されている罪名、刑罰に至る経緯、管轄の裁判所名等と照合することにより、特定の個人を識別できる情報であると認められる。

ウ 実施機関によれば、本件行政文書は本件処分を行ったことについての記者発表資料であり、本件処分に関する他行政機関の行政処分に関する情報についても実施機関が公表していたとのことである。

確かに、記者発表資料は、報道機関に対し県政情報を積極的に提供するための資料であり、その発表内容は、さらに報道機関から広く一般に知らされていくものと考えられる。

しかしながら、本件処分に関わる個人情報が一たび記者発表を通して新聞等に報道され一般的に公衆の知り得る状態に置かれたとしても、本件処分については、公表から本件一部開示決定時点までに 12 年以上が経過しており、当該記者発表資料に記載された個人情報も公衆が知り得る状態に置かれているとはいえなくなっていることから、当該記者発表資料に記載された個人情報は条例第 7 条第 2 号ただし書イには該当しないというべきである。

審査請求人は、法人における役職は登記事項であり、非開示情報には該当しない旨主張している。

確かに、法人における役職は登記事項であり、本件不開示法人の名称が明らかになっていた記者発表当時においては、乙社と本件不開示法人との登記事項を見比べることによって、どの役員が双方の法人の役員を兼職していたのかが明らかであったと認められる。しかし、記者発表から相当の期間が経過している本件一部開示決定時点においては、本件不開示法人の名称は公ではないため、本件不開示法人の登記事項を調査することはできず、また、乙社の登記事項を調査したとしても、乙社の役員が他社の役員を兼務していることまで登記されているものではないことから、もはや乙社の役員のうち、どの役職の役員が本件不開示法人の役員を兼職していたかが明らかになるものではなく、個人の役職は、条例第 7 条第 2 号ただし書イに該当しない。

また、審査請求人は、裁判所の判決内容は、その全てが個人情報ではなく、その全てを非開示とすべきではない旨主張している。

訴訟記録については、刑事訴訟法第 53 条第 1 項において、何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができると規定されているものの、同項ただし書には、訴訟記録の保存又は裁判所若しくは検察庁の事務に支障のあるときはこの限りでないとして規定されている。

また、同条第 2 項では、弁論の公開を禁止した事件の訴訟記録又は一

般の閲覧に適しないものとしてその閲覧が禁止された訴訟記録は、同条第 1 項の規定にかかわらず、訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があつて特に訴訟記録の保管者の許可を受けた者でなければ、閲覧することができないと規定されている。

このように、訴訟記録の閲覧は、あらゆる場面に認められているものではなく、受訴裁判所等の具体的判断の下に実施されているものであることから、訴訟記録に記載された情報が直ちに同号ただし書イに該当するとまでは認められない。

個人の役職及び裁判所の判決内容における個人は公務員ではないことから、個人の役職及び裁判所の判決内容は、同号ただし書ハに該当せず、また、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

エ 以上のことから、個人の役職及び裁判所の判決内容は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(4) 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

ア 条例第 7 条第 3 号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方にに基づき、他行政機関の行政処分に関する情報が同号イに該当するか否かを、以下検討する。

イ 実施機関によれば、法は産業廃棄物処理業の許可に係る欠格要件について、都道府県知事は法の規定に違反し、又は刑法の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者について産業廃棄物処理業の許可をしてはならないと規定しているところ、本件不開示法人に対する行政処分は、本件不開示法人の役員が当該欠格要件に該当するに至ったため、他行政機関から行われたものであるが、当該欠格要件の規定によると、該当の罰金刑の執行後 5 年を経過した者は、当該欠格要件に該当しないこととなり、当該者が役員であっても許可を得ることができるとのことである。

そして、当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、欠格要件に該当している 5 年間については、環境省からの通知により、産業廃棄物の排出事業者が適正な処理業者に処理委託できるようにする等の

ため、行政処分を行った場合には、各処分権者においてその内容について公表することが一般的であるとのことであった。

実施機関によれば、他行政機関に確認したところ、他行政機関においても行政処分の情報の公表期間を 5 年としていることから、本件開示請求時点において、本件不開示法人に対する行政処分の情報の公表期間は既に終了しているとのことである。

前記(3)ウのとおり、本件行政文書は本件処分に係る平成 17 年度の記者発表資料であり、他行政機関の行政処分に関する情報についても実施機関が公表していたものであるが、前述のとおり、他行政機関の行政処分に関する情報は、既に当該行政処分に関する欠格期間が経過しており、公表期間も終了していることから、条例に基づく開示請求の都度、他行政機関の行政処分に関する情報が公にされることによって、いわゆる風評被害が発生するなど、本件不開示法人に対する社会的信用が低下し、取引関係や人材確保等の面において競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

よって、他行政機関の行政処分に関する情報は、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)及び(4)で述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
31. 2. 21	諮問 (弁明書の写しを添付)
31. 3. 29	審査請求人からの平成31年3月22日付け反論書の写しを実施機関から受理
1. 5. 14	審査請求人からの令和元年5月10日付け反論書の写しを実施機関から受理
1. 5. 27	審査請求人からの令和元年5月22日付け反論書の写しを実施機関から受理
1. 5. 28 (第574回審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
1. 6. 27 (第575回審査会)	審議
1. 7. 29	答申

答申第 907 号

諮問第 1597 号

件名：特定の市で廃棄物処理業の取消しとなった特定の事業者に関し、廃棄物処理業の許可及び許可の取消しに関する一切の情報等の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 30 年 9 月 25 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 10 月 9 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。
本件不開示決定は、不開示決定をすべきではないものを、不開示決定で対処したもので、違法な処分であり、取り消されるべきである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求対象文書について

本件開示請求は、A 市が廃棄物処理業の取消処分を行った特定の事業者に関する文書を求めるものであった。仮に当該事業者が A 市から廃棄物処理業の取消処分を受けていた場合に、A 市が当該処分から年月を経過しているなどとして現時点において当該処分について公開していないときは、当該事業者が廃棄物処理業の取消しという行政処分を受けたという事実自体が当該事業者の正当な利益を害するおそれがあると考えられることから、当該事業者が廃棄物処理業の取消しを受けたかどうかという事実を答えることが不開示情報に該当するため、当該事実に関する文書の存否を答えることができない。

一方で、仮に当該事業者が A 市から廃棄物処理業の取消処分を受けてお

り、A 市が当該処分について現時点において公開している場合には、当該事業者が廃棄物処理業の取消しを受けたということが分かる文書の存否を明らかにしても、不開示情報を開示することにはならない。

このため、A 市が公開している廃棄物処理業の取消しに関するものと、同市が公開していない廃棄物処理業の取消しに関するものと、本件開示請求の内容を分別することとした。

そして、本件請求対象文書は、A 市が公開している廃棄物処理業の取消しに関し、当該取消処分を受けた事業者の中に「B 社」という事業者がある場合における、当該事業者に関する、「廃棄物処理業の許可及び許可の取消しに関する一切の情報」、「最終処分場に埋立てを依頼した業者が分かる一切の情報」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反で行政指導又は行政処分を受けたか否かが分かる一切の情報」が記載された文書であると解した。

なお、A 市が公開していない廃棄物処理業の取消しに関し、当該取消処分を受けた事業者の中に「B 社」という事業者名がある場合における上記文書についての決定は、30 循環第 504-2 号で存否応答拒否による不開示決定を行っている。

(2) 本件請求対象文書の存否について

本件開示請求を受け、A 市が公開している行政処分に関する情報を確認したところ、当該情報の同市が廃棄物処理業の取消処分を行った事業者の中に「B 社」という事業者は存在しなかった。

なお、A 市によると、同市が廃棄物処理業の取消しなどの行政処分を行った場合は、行政処分情報を 5 年間公開し、その後は公開終了とした上で、不開示情報として取り扱っているとのことである。環境省のウェブページの産業廃棄物処理業・処理施設許可取消処分情報においても、全ての自治体による行政処分情報を過去 5 年間公開しており、国と市の公開期間の考え方は同等である。

以上から、本件請求対象文書は存在しない。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

ア 本件開示請求書の「行政文書の名称その他開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の欄には、A 市で「廃棄物処理業の取り消しとなった」B 社に関し、「廃棄物処理業の許可及び許可の取消に関する一切の情報」、「最終処分場に埋立てを依頼した業者がわかる一切の情報」及び「廃棄物処理法違反で行政指導、行政処分を受けたか否かがわかる一切の情報」と記載されていた。

本件開示請求は、B 社が A 市から廃棄物処理業の取消しという行政処分を受けたことを前提としてなされたものである。

A 市から行政処分を受けたことを前提として、事業者名を指定した開示請求がなされた場合、仮に当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにすると、指定された事業者が行政処分を受けたか否かが明らかとなると認められる。

イ 実施機関によれば、特定の事業者が行政処分を受けたか否かの情報は、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあると考えられることから、当該情報の存否を答えることが不開示情報に該当するため、当該情報に関する文書の存否を答えることができないとのことである。しかし、当該情報は、5 年を経過するまでの間は A 市において公開することとしていることから、A 市が本件開示請求時点で当該情報について公開している場合には、当該情報に関する文書の存否を明らかにしても不開示情報を開示することにならないとのことである。そのため、本件開示請求の内容を A 市が公開しているものと公開していないものとに分別したとのことである。

そして、実施機関は、A 市が公開しているものについては不存在による不開示決定を、A 市が公開していないものについては前述の理由により存否応答拒否による不開示決定を行ったものである。

ウ 本件審査請求は、A 市が公開しているものについて行った不存在による不開示決定に対するものであり、本件請求対象文書は、A 市が公開している廃棄物処理業の取消しに関するもののうち、B 社に関する「廃棄物処理業の許可及び許可の取消しに関する一切の情報」、「最終処分場に埋立てを依頼した業者が分かる一切の情報」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反で行政指導又は行政処分を受けたか否かが分かる一切の情報」である。

(3) 本件請求対象文書の存否について

前記(2)イで述べたとおり、特定の事業者が行政処分を受けた場合には、5 年間は公開されているとのことであるから、公開期間においては、「A 市で廃棄物処理業の取消しとなった」事業者の名称を答えても当該事業者の正当な利益を害するおそれはないと考えられる。

そして、A 市が公開している、同市が行った廃棄物処理業の取消処分を

行った事業者の中に「B 社」という事業者名があれば、「A 市で廃棄物処理業の取消しとなった B 社」に関する文書を探索し、その後、開示決定等を行うことができたものと考えられる。

しかしながら、実施機関によれば、本件開示請求時点において A 市が公開している行政処分に関する情報を確認したところ、同市が廃棄物処理業の取消処分を行った事業者の中に「B 社」という名称の事業者は存在しなかったとのことである。

よって、A 市の公開期間においては、「A 市で廃棄物処理業の取消しとなった B 社」は存在せず、探索の対象となる文書が存在しないことから、実施機関は本件請求対象文書が存在しないとし不存在による不開示決定を行ったとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

A 市で廃棄物処理業の取り消しとなった「B 社」に関し、

- 1 廃棄物処理業の許可及び許可の取消に関する一切の情報
- 2 最終処分場に埋立てを依頼した業者がわかる一切の情報
- 3 廃棄物処理法違反で行政指導、行政処分を受けたか否かがわかる一切の情報

【A 市で公開している廃棄物処理業の取消しに関するもの】

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
31. 3. 26	諮問（弁明書の写しを添付）
1. 5. 28 (第574回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
1. 6. 27 (第575回審査会)	審議
1. 7. 29	答申

答申第 908 号

諮問第 1598 号

件名：特定の事業者に関し廃棄物処理法違反で刑事捜査を受けたか否かが分かる一切の情報の不開示（存否応答拒否）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、存否を答えるだけで不開示情報を開示することになるとして不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 30 年 9 月 25 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 10 月 9 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

本件不開示決定は、存否応答拒否処分をすべきではなく、部分開示決定で対処すべきところを、存否応答拒否処分に対処したもので、違法な処分であり、取り消されるべきである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、A 市で廃棄物処理業の取消しを受けた「B 社」という名称の事業者に関して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）違反で刑事捜査を受けたか否かが分かる情報が記載された文書であると解した。

(2) 存否応答拒否について

ア 条例第 7 条第 4 号について

本件請求対象文書の存否を明らかにすると、捜査機関が法違反について特定の事業者に関して捜査を行ったか否かの情報が明らかとなる。特定の事業者が捜査対象とされていたか否かの情報は、捜査活動の方針、

対象等に関する情報であって、これらが公になると捜査機関の実態が明らかとなり、今後同様の捜査活動において、捜査対象関係者が証拠を隠滅するおそれや、捜査対象関係者の逃亡を容易にするおそれがある。

したがって、本件請求対象文書の存否を明らかにすることにより、特定の事業者に関して法違反に係る捜査が行われていることが判明し、捜査活動が阻害され、又は適正に執行できなくなる可能性がある。

よって、本件請求対象文書の存否に関する情報は条例第 7 条第 4 号に該当する。

イ 条例第 7 条第 6 号該当性について

県の環境保全業務においては、廃棄物の不法投棄や不適正処理等について告発や情報提供を捜査機関に行い、又は捜査機関からの情報提供を得ることにより、適正な事務の遂行が可能となる場合も多く存在する。

そのため、本件請求対象文書の存否を明らかにすると、特定の事業者が捜査対象とされていたか否かが明らかとなり、捜査機関の捜査手法が判明するおそれがある。その結果、県と捜査機関との信頼関係を損ない、環境保全業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、本件請求対象文書の存否に関する情報は条例第 7 条第 6 号に該当する。

ウ 条例第 10 条該当性について

前記ア及びイにより、本件開示請求に対して本件請求対象文書の存否を答えることは、条例第 7 条第 4 号及び同条第 6 号の不開示情報を開示することと同様の結果となることから、条例第 10 条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、A 市で廃棄物処理業の取消しを受けた「B 社」という名称の事業者に関して、法違反による刑事捜査を受けたか否かが分かる情報が記載された文書であると認められる。

(2) 存否応答拒否について

ア 行政文書の開示請求があった場合、条例は、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならないが、条例第 10 条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できるとしている。例えば、個人を特定した病歴情報や特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する開示請求に対して不開示又は不存在の回答をすることにより、当

該個人の病歴情報の存否や試験問題の出題分野を明らかにしてしまう場合などがこれに当たる。

そして、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体の情報が条例第 7 条各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいう。なお、条例第 7 条は、第三者の権利利益及び公益との調整を図るため、不開示とする必要がある情報を不開示情報として規定している。

以上の考え方にに基づき、存否応答拒否の適否について以下検討する。

イ 条例第 7 条第 4 号は、公共の安全と秩序の維持を確保するため、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

ウ 本件開示請求は、特定の事業者を指定して、法違反による刑事捜査を受けたか否かが分かる文書を請求したものである。

本件請求対象文書の存否を答えることにより、特定の事業者に関して刑事捜査が行われたか否かの情報（以下「本件存否情報」という。）が明らかとなると認められる。

エ 本件存否情報は、刑事捜査の対象に関する情報であり、これが公になると、捜査対象となった事業者に対し、同業他社が捜査状況に関する聞き取り等を行うことによって、捜査機関の手の内情報が判明するおそれがあり、その結果、今後同様の捜査において、事業者が証拠を隠滅したり、法違反を容易にしたりするなど、犯罪の予防、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本件存否情報は、条例第 7 条第 4 号に該当する。

オ したがって、実施機関の主張する本件存否情報の条例第 7 条第 6 号該当性を論ずるまでもなく、本件請求対象文書の存否を明らかにすることは、条例第 7 条第 4 号に規定する不開示情報を開示することと同様の結果となることから、実施機関が条例第 10 条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことは妥当である。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

A 市で廃棄物処理業の取り消しとなった「B 社」に関し、

4 廃棄物処理法違反で刑事捜査を受けたか否かがわかる一切の情報

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
31. 3. 26	諮問 (弁明書の写しを添付)
1. 5. 28 (第574回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
1. 6. 27 (第575回審査会)	審議
1. 7. 29	答申

答申第 909 号

諮問第 1584 号

件名：特定の市教育委員会（へ）から「体罰」もしくは「体罰」ではないかと報告等のあったものの不開示（存否応答拒否）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、存否を答えるだけで不開示情報を開示することになるとして不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 30 年 1 月 9 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が同月 19 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

開示しないこととした理由欄に、文書があるかないかを答えるだけで、とあるが文書がなければ不存在と答えると理由になるところをあえて、あるかないかを答えるだけで、とあるから存在していることは明らかである。処分庁の理由に誤りがある。

また、「体罰」もしくは、「体罰」ではないかという報告書は、職員の職務中（公務中）の行為であり、不開示にする理由はない。

「体罰」等に関する文書を不開示にすることは問題の解決を害する。「体罰」容認につながる。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

最初に、行政文書があるともないとも答える事ができないということについて。

A 市住民から学校で「体罰」があったとの話があった。具体的に詳細が不明であるので、請求に至ったということである。学校から「体罰」

に関する報告が A 市教育委員会になされているか（その内容を含め）どうかも含めて、開示請求をした。請求人にとっては、あるかないかではなく、あるが開示できないという答えを予想していた。しかしながら、処分庁の回答は、請求者をはぐらかすための回答である。

「体罰」「体罰ではないかと問題になった件」に関しては、公開されることが、今後の防止のため、また、そのための検証等のために、必要であるという認識である。公開等が遅れると、被害者の拡大等、およびその後の事情聴取が、困難になることは明らかである。

少なくとも「体罰」に関する件が、学校内だけで、教育委員会への報告もなく、とどまることには、疑問を感じるし、その後、いろいろな問題を生じている県内での例が、報道等でなされている。報告を遅らせていることは、結果的に教職員それぞれの保身ということが考えられる。

また、「体罰」といわれて報道されている内容等を確認すると、「暴力」行為であるといえる。広くは、有形力の行使、という表現がなされているが、暴力行為は、有形力の行使だけでなく、相手に対して、相手に従わせる行為を取った場合は、暴行ということになるという認識である。

学校において、権利として、学校に通う、児童生徒が、教職員から、暴力を受ける理由は一切ない。指導ということなら、相手に届く伝え方で、伝えることが求められる。念のために、声が伝わるということだけではない。その内容、気持ちが言葉で、伝わるということである。

「体罰」または「体罰ではないかと」ということは、あったと聞いた。「体罰」に関するものは、疑わしきは、あったかなかったかも含め、明らかにすることが求められる内容である。今回請求に関する本質は、速やかに明らかになされることが必要な事案である。処分の場合には報告書が提出されているというようであるが、処分に関するものでなくても報告書が提出されているとの判断は、「体罰」に関しては、学校内でまず、記録があり、事案についての文書が作成されていなければならない。それと同時に、学校から教育委員会に報告書が、提出されているはずである。処分庁に言われる、不祥事の基準かどうかということがどのようなことか理解できないが、まずは、「体罰」に関することが、あったかどうかを明らかにしたい。処分庁には明確にしてもらいたい。

処分庁の、不祥事が、公表基準等についての主張は、すり替えではないかといえる。そもそも、「体罰等」があった場合、公開しないということ「暴力による権利侵害」に対する、「人権事案の救済」に優先させて、隠すことは許されない。

学校が、口頭での連絡だけで、終わっているものとしても、それでも、事実関係について「体罰が発生した・あった、学校があったのかど

うかについて」、「口頭連絡だけなのか」、「経過等についての記録はあったのかどうか」等についてのことを、もし全面的不開示にする場合は、処分庁はその理由等を明らかにすることが求められる。説明責任があるということである。これからでも、A市の校長会等で確認することはできるといえる。いまだに学校にあったということなら、知る権利の保障のために、今からでも開示されたら、請求者にとってはありがたい。

市町村に所属する教職員ということではあるが、県費負担の教職員ということであるなら、市町村教育委員会が、県教育委員会から完全に孤立しているわけではないことは明らかである。処分に関しては、県教育委員会も関係があることは明らかである。県教育委員会で、開示請求によって開示されることになる。今回の開示請求は、A市の学校で起きたこととして請求をした。本来なら、人権侵害の事案について公開請求ということも、あるが、より具体的なこととして請求したことが、裏目に出たようである。

個人に関する情報であって開示できないということであるが、もしそうなら、開示すると、権利利益を害するということについて、具体的な説明がなされていない。その説明がなされないと、理由がないけど開示しないという主張になる。当然違法である。どのようなことを明らかにしたら、どのような利益をどのように害するのか、説明を求めるものである。

報告すると処分ということが意識されたら、報告することに支障をきたすということになる可能性があるということである。処分庁は、処分が優先するようなことを主張（不開示の理由として）されるが、生徒や児童にとっては、処分庁が「体罰」を防ぐことが優先するのではないかといえる。

処分庁にとって「人の、生命等を、守るために必要な情報でない」という主張である。教職員の暴力行為等は、被害者にとっては、心、体を、傷つけるものであり、自らを守るために、あらかじめ、速やかに知りたい情報である。教職員が、暴力を行使したら、その背景、理由、市の教職員特有のものなのか、学校全体の問題なのか、教育委員会の問題なのか、今後の学校選択、学校生活のために必要な情報でもあるということである。住民においても同様である。

処分庁が、あるかないも含め、速やかに明らかにされない理由が理解できない。教職員の、「体罰」に関しては、職務中のことであり、処分庁のいう、誤った職務行為かも知れないが、職務の遂行に係る情報でないという主張は明らかな誤りである。学校職員にとっては、児童生徒の人権侵害行為については、他の教職員も把握しておかなければならないことである。勝手に学校に入り込んだ大人が、児童生徒に暴行をした

ら、大事件であり、それが、公務員である教職員であるということなら、さらに問題であるということは理解されると思える。自校の教職員であってもその罪は変わらない。

「体罰」に関しては、児童生徒の、いるところで起きているということである。その時点で、広く知られた事実ということになることといえる。加害教職員本人は、人権侵害をしているとともに自らの行為を公表しているといえる。知られたくない人（児童生徒）に、知られた事実になっているということである。事件後に、その事実を隠すのか、隠すメリットが理解できない、隠す理由が、なんであるのか疑問でもあり問題でもあるといえる。

当初から、（処分庁が明らかにした内容かもしれないが）報道によって明らかになっている学校名等は、報道されることによってどのような不利益等があったのか具体的事例によって説明されることを求めるものである。そうでないなら処分庁の主張の正当性を欠く。

「体罰」に関する本件については、速やかな開示を求めるものであり、開示せよとの裁決を求める。

ウ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

今回の請求の趣旨について、体罰という言い方に非常にこだわっている。このあたりから、今回の事案がきちっと公開されなかったのではないかと思ったので、それに関して意見を述べたいと思う。

まず、体罰ということについて私なりの考えで言えば、罰であるので、体に与える罰ということであるから、時代劇の江戸時代の内容でいうと百叩きの刑とか、それなりの調べがあつて、それでなおかつその刑に基づいて体にむちを当てるとということが体罰のもとになるのではないかなと思っている。

学校での体罰と言われていることについて若干述べると、学校での内容は、最初体罰ということのいわれを述べたが、簡単に言い過ぎかもしれないが、報告書で出されているのはほとんど暴力行為だというふうに認識している。町なかだろうと学校の中だろうと、一応公的な場所であるので、そういうところでの暴力行為についてはきちっと公開されるべきではないかと思っている。そうしなかったら、一番安全な学校の中で突然体に痛みを感じたり精神的な苦痛を受けたりする義務は一切ないわけであるので、義務に当たらないことをされた場合については、その危険を皆さんにきちっと公表すべきではないかと考えている。

それから、最初に体罰という言葉を使ったが、体罰と、それから暴力行為ということについては、非常に安易に使われ過ぎではないか。学校で使われているから体罰という言い方で言われると、何だか教育過程で

行われているというふうに錯覚を起こさせているのではないかと思っ
ている。受け取り方が非常に曖昧になったり、ある意味、教員の対応を容
認する空気が流れているのではないかなと思っている。安易な表現や判
断は改めた形で、学校での体罰や暴力について指摘があった場合は取り
組むべきではないかと思っている。

それから、学校におけるということで、暴力の被害者に対する状態と
いうことについて報告書を読むと、それぞれ、まず被害生徒のほうに非
があったというような書き方がどの文書にも書いてある。これは、私た
ちは悪いかもしれないが行き過ぎであったというような言い逃れが、報
告書を記載した報告者の心情があらわれている。このような報告書を許
すと、本来は被害者の心身を壊しているということがどこかに吹き飛ん
でしまっているのではないかという気持ちを受けている。

それから、そういう吹き飛ぶようなことを報告書に書かれると、依存
症的な加害者である教員の行為が容認されると、それが行くところまで
行くと、免職というところに陥っていく。教員もある意味学校の財産で
あるので、安易に免職になるような追い詰め方をするのではなくて、も
うちょっと何か対応があるのではないか。事件が起きたら、どんな小さ
いことでも暴力は暴力として公表・公開をすることが原則ではないかな
と思っている。

被害者や加害者に対していろいろ、心の痛みや職を失うということに
なったときは、その責任はやはり行政が受けるものであるし、行政が対
応すべきものであるというふうに考えている。

そういうことからすれば、事件の公開や事件のあった内容について公
に問うということが、これがまず原則でないかと思っている。その原則
に従って公開されたものをもとに、今回の請求者である私も原因や背景
を、どういうふうにしてそういうことが起きたのか捉えたいと思って請
求をしている。

当然公開されてないと、具体的なことが書いてないと、何が起きたの
がさっぱり分からない。今回の事件も、間接的に聞いた内容で請求した
わけであるが、現在のところはなかったことになっているということ
であるわけであるから、今までしゃべったことの内容の危惧するところが
若干まだ改善されないんだろうなど、不安と不信を思っている。

それから、結果的に今回の事案がなかったことになるとどうなるかと
いうと、当事者、まず教員の側からいえば、「ああ何とか逃れた、自ら
の教育活動が容認された、俺は正しかった」というふうに誤解される場
合もある。それから生徒の側、小学校の場合は児童というが、生徒の側
からすれば、「先生、あれだけのことやって何も言われたいの」という
ふうな不信感を持ったり、大人に対する何とかして欲しかったという気

持ちが芽生えたときに、何かその人たちの気持ちに傷つけることに、ずっとその後も傷つけることになるという心配をしている。

今回、もし私が請求した段階で、オーバーかもしれないが暴力行為であるので、それなりに第三者機関等を設置されて、児童生徒、保護者、教員等に聞き取り等をされて、それでもなおかつなかつたと言われたら、それなりに納得もするが、現在のところはそういう対応をしたとも聞いてないし、その結果、あったともなかつたとも聞いていないので、本来は、この内容について公表されたら、行政ができない部分はその文書を見た住民が分析等していけたら、その後の対応にも何らかの助けになるのではないかと思って、今回もあえて請求、そして審査請求をするに至ったということである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、平成 29 年度に A 市教育委員会から県教育委員会に提出された又は県教育委員会から A 市教育委員会へ発出した、A 市教育委員会の管轄における市立小中学校での教職員の体罰又は体罰と疑われる行為に関する事案の報告等に係る文書であって、県教育委員会が本件開示請求のあった平成 30 年 1 月 9 日までに作成又は取得したものであると解した。

(2) 条例第 10 条該当性について

ア 本件請求対象文書は、体罰に関する非違行為があった場合に県教育委員会が作成又は取得するものであるが、その内容により懲戒処分又は指導上の措置（以下「処分等」という。）が検討され、決定されることになるため、本件請求対象文書は、体罰に関する非違行為を行った教職員（以下「加害教員」という。）の処分等に関する文書である。

イ A 市教育委員会の管轄の学校では、本件開示請求に係る期間に県教育委員会が定める「懲戒処分の公表基準」に基づく公表事案に該当する体罰に関する教職員の不祥事はなく、不祥事の発生について公表している事案はない。仮に本件開示請求に該当する体罰に関する不祥事があったとしても、「懲戒処分の公表基準」に基づき、非公表とされたものである。

ウ ところで、県教育委員会では、処分等に関する文書について、市町村名又は学校名を特定せずに、処分年度又は体罰等の非違行為の名称を特定した開示請求があれば、一般的には、文書を特定した上で、処分等の公表の状況に応じて、加害教員の個人情報に当たる氏名、所属校名、所属する学校の市町村の名称等のうち公表されていない部分を不開示と

し、その余を開示する一部開示決定（以下「通常の一部開示決定」という。）を行っている。

処分等に関する文書のうち、非違行為に関する速報及び非違行為報告書（以下「非違行為に関する速報等」という。）には、加害教員が所属する学校の市町村の名称に関する情報も記載されているが、非違行為に関する速報等は、非違行為発生に至るまでの経過及び非違行為の具体的内容が記載されている文書であることを考慮すると、加害教員の所属する学校の市町村の名称に関する情報を開示すれば、通常の一部開示決定がされた非違行為に関する速報等の内容と照合することによって、同僚、近隣住民等の関係者であれば、加害教員が識別され得るものである。

エ 本件開示請求の内容は、処分等に関する文書に対する開示請求がなされた場合、不開示となる加害教員の所属する学校の市の名称を指定したものであるが、開示請求は複数回行うことが可能であり、本件開示請求とは別に、市町村の名称を変えたり、別の年度を指定した同様の開示請求が繰り返されたりした場合、仮に非違行為に関する速報等の存否を明らかにすると、それぞれの開示請求で得られる文書の存否により、特定年度における特定の市町村が所属する教職員の受けた処分等の有無が明らかになる。こうして、特定年度における処分等の存在した市町村が少数である場合もあり得ることから、当該年度における処分等の存在した市町村に関する情報と、通常の一部開示決定によって公にされた、非違行為に関する速報等の内容と照合することによって、同僚、近隣住民等の関係者であれば、特定の学校の特定の個人が処分等を受けたという事実が明らかになる。

したがって、本件請求対象文書の存否を明らかにすることは、請求の対象である A 市の学校に所属する教員だけでなく、「懲戒処分の公表基準」に基づく公表事案に該当しない体罰に関する不祥事によって県内の特定の市町村の学校に所属する特定の教員が処分等を受けたか否かという情報（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなる。

オ よって、本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

また、本件存否情報は、体罰に関する不祥事があったとしても非公表とされた案件に係るものであり、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報で

あるとは認められないため、同号ただし書イには該当しない。

さらに、本件存否情報は、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、同号ただし書ロには該当せず、仮に処分等があった場合の教員は公務員であるが、処分等を受けたことは、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であることから、職務の遂行に係る情報ではない。よって、同号ただし書ハに該当しない。さらに、予算の執行を伴うものでもないため、同号ただし書ニにも該当しない。

カ したがって、本件存否情報は条例第 7 条第 2 号の規定により保護すべき個人情報に該当する。

- (3) 以上のことから、本件請求対象文書の存否自体の情報に条例第 7 条第 2 号に規定する不開示情報として保護すべき利益があることから、条例第 10 条の規定により、その存否を明らかにしないで、開示請求を拒否したものである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、平成 29 年度に A 市教育委員会から県教育委員会に提出された又は県教育委員会から A 市教育委員会へ発出した、A 市教育委員会の管轄における市立小中学校での教職員の体罰又は体罰と疑われる行為に関する事案の報告等に係る文書であって、県教育委員会が本件開示請求のあった平成 30 年 1 月 9 日までに作成又は取得したものであると認められる。

(2) 条例第 10 条該当性について

ア 行政文書の開示請求があった場合、条例は、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならないが、条例第 10 条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できるとしている。例えば、個人を特定した病歴情報や特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する開示請求に対して不開示又は不存在の回答をすることにより、当該個人の病歴情報の存否や試験問題の出題分野を明らかにしてしまう場合などがこれに当たる。

そして、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体の情報が条例第 7 条各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいう。

また、行政文書が存在しない場合に不存在と答えて、行政文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、存否応答拒否をした場合は開示請求者に当該行政文書の存在を類推させることになり、存否応答拒否の意味をなさないことになるため、存在すると否とを問わず、常に存否応答拒否をすることが必要である。

この考え方に基づき、実施機関が本件請求対象文書の開示請求に対し、条例第 10 条に該当するとして、存否応答拒否による不開示としたことの適否について以下検討する。

イ 実施機関は、本件請求対象文書の存否自体が条例第 7 条第 2 号の規定により保護すべき情報に当たるため、条例第 10 条に該当すると決定しているため、当該情報の条例第 7 条第 2 号該当性について、以下判断する。

条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

なお、特定の個人を識別することができるかどうかの照合の対象となる「他の情報」には、仮に当該個人の同僚、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解される。

その一方で、同号ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

ウ 本件開示請求は、特定の年度及び特定の市の教育委員会を指定してなされたものである。開示請求は複数回行うことが可能であり、市の名称及び年度の範囲の指定をそれぞれ変えた同様の開示請求が繰り返された場合に、本件開示請求及び同様の開示請求に対し請求対象文書の存否を明らかにすると、それぞれの開示請求で得られる文書の存否の情報を組み合わせることにより、特定の年度における特定の市の処分等の有無が明らかとなる。

また、実施機関によれば、処分等に関する文書について、市町村名又は学校名を特定せずに、処分年度又は体罰等の非違行為の名称を特定した開示請求があれば、一般的には、文書を特定した上で、通常の一部開示決定を行っているとのことである。

よって、特定の年度に特定の市において処分等があったことが明らか

となれば、通常の一部開示決定によって公にされた、非違行為に関する速報等の内容と照合することによって、関係者であれば、特定の学校の特定の個人が処分等を受けた事実が明らかになると認められる。

したがって、本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するため、条例第7条第2号本文に該当する。

エ また、特定の個人が処分等を受けた事実は、県教育委員会の定める「懲戒処分の公表基準」に該当しない限り公にされることはないことから、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないため、本件存否情報は条例第7条第2号ただし書イには該当しない。そして、仮に処分等があった場合の当該個人は公務員であるが、本件存否情報は、公務員の職務の遂行に係る情報ではないため、同号ただし書ハに該当せず、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

オ 以上のとおり、本件請求対象文書の存否を明らかにすることは、条例第7条第2号に規定する不開示情報を開示することと同様の結果となることから、実施機関が条例第10条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことは妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことについての適否に関しては、前記(2)で述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

2017年度

A市教育委員会（へ）から「体罰」もしくは「体罰」ではないかと報告等があったもの

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30.11.19	諮問 (弁明書の写しを添付)
30.12.18	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
1. 5. 24 (第 573 回審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
1. 6. 28 (第 576 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
1. 7. 26 (第 578 回審査会)	審議
1. 8. 28	答申

答申第 910 号

諮問第 1587 号

件名：特定の自動車登録番号の自動車の自動車税についての調査資料の不開示
(存否応答拒否) 決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、「特定の自動車登録番号の自動車の自動車税についての調査資料」（以下「本件請求対象文書」という。）について、存否を答えるだけで不開示情報を開示することになるとして不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 30 年 2 月 8 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 22 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。調査資料がないなんておかしい。

イ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

行政文書があるかないかを答えるだけで、事業活動情報を開示することとなるため、開示請求にかかわる行政処分があるともないとも答えることはできないということになっているが、この自動車の乗車定員については、補助席 4 席を取り外したことによって立席定員が約 4 人増える大型バスである。

これについては、大型乗用車に関して自動車税は 10 人単位、約 1 台当たり 8,000 円違う自動車である。ほかに、この自動車を含め 4 台あるが、約 32,000 円の脱税である。

本来ならば督促ないしは調査を行うべきところ、県税担当の職員がのらりくらりとかわし、調査はしていなかったということが県民としての解釈である。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求対象文書について

本件開示請求書には、「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の欄に特定の自動車登録番号を記載した上で、「自動車税について調査資料」と記載されていた。審査請求人からは本件開示請求書が提出されたほか、審査請求人が国土交通省中部運輸局に対して行った行政文書開示請求により開示された文書及びその決定通知書の写しが提出され、開示された文書は、中部運輸局長により特定の日に特定の事業者（以下「本件事業者」という。）に対してなされた道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第94条の8第1項の規定に基づく保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止命令（以下「本件交付停止命令」という。）の公示に係る文書並びに本件交付停止命令に係る自動車が特定の自動車登録番号の自動車（以下「本件自動車」という。）であることが推察される文書であった。そして、これらの文書が愛知県知多県税事務所（以下「知多県税事務所」という。）に提出された際、審査請求人に対して知多県税事務所の職員が確認したところ、本件交付停止命令がなされた後に愛知県において本件自動車の自動車税について本件事業者に対してなされた調査に係る資料の開示を求めるとのことであった。

自動車税に係る調査については、地方税法（昭和25年法律第226号）第155条に質問検査権が規定されており、道府県の徴税吏員は、「自動車税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合」には、同条に基づく質問検査権の行使（以下「税務調査」という。）ができる。そして税務調査が行われた場合には、当該調査において聴取・確認した内容について調査報告書が作成され、調査を行った県税事務所において管理されることが通例である。

したがって、本件請求対象文書は、本件交付停止命令後に、知多県税事務所において本件自動車に係る税務調査が行われた場合の調査報告書であると判断した。

(2) 不開示情報該当性について

ア 本件存否情報について

本件開示請求は、本件事業者が本件自動車に係る税務調査を受けたことを前提に、その調査結果をまとめた調査報告書の開示を求めるものであるが、その存否を答えることは、本件事業者が税務調査を受けたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにする結果を生じさせるものである。

イ 条例第7条第3号イ該当性について

税務調査は「自動車税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合」（地方税法第 155 条第 1 項）に行われるが、とりわけ高額・悪質な非違が見込まれる等調査の必要性が高い事業者に対して優先的に行われている。したがって、税務調査を受けた事業者は、その全てが必ずしも悪質な事業者であるとまでは言えないが、一般的にみれば、税務調査を受けた事業者は何らかの問題があるか、又はその可能性が高い事業者と受け取られる蓋然性が高いと認められる。

そして、事業者の法令遵守（コンプライアンス）が重視される昨今の状況の中にあっては、特定の事業者が税務調査を受けた事実の有無を税務当局が明らかにした場合には、取引先が当該事業者に警戒心をもって臨むこと、あるいは契約交渉において支障が生じること等が予想され、当該事業者の事業活動に重大な支障を及ぼすおそれがある。

なお、本件事業者に本件交付停止命令がなされたことは公示されており既に公となつてはいるが、本件交付停止命令はあくまで道路運送車両法違反によるものであり、自動車税の賦課徴収とは直接関係はないため、本件交付停止命令がなされたからといって必ずしも本件事業者に対して税務調査が行われるとは限らない。したがって、本件交付停止命令に係る公示に関わらず、仮に税務調査が行われたということが公になると、税法上何らかの問題がある、又はその可能性がある事業者であると受け取られてしまい、本件事業者に対する信用をより失墜させ、その事業活動に支障を及ぼす結果となるおそれがある。

よって、本件存否情報を公にすることにより、本件事業者の正当な利益を害するおそれがあるといえることから、本件存否情報は条例第 7 条第 3 号イの不開示情報に該当する。

ウ 条例第 10 条該当性について

以上のことから、本件請求対象文書の存否を答えることで、条例第 7 条第 3 号イに該当する本件存否情報を開示することとなるため、条例第 10 条に基づき存否を明らかにしないで不開示決定を行ったものである。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は審査請求書において、「調査資料がないなんておかしい」と主張している。

しかし、本件不開示決定は前記(2)の理由により、あくまで本件請求対象文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否したものであるため、審査請求人の主張は、その前提を誤認しているものである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機

関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件交付停止命令後に、知多県税事務所において本件自動車に係る税務調査が行われた場合の調査報告書であると認められる。

(2) 条例第 10 条該当性について

ア 行政文書の開示請求があった場合、条例は、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならないが、条例第 10 条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できるとしている。例えば、個人を特定した病歴情報や特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する開示請求に対して不開示又は不存在の回答をすることにより、当該個人の病歴情報の存否や試験問題の出題分野を明らかにしてしまう場合などがこれに当たる。

そして、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体の情報が条例第 7 条各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいう。

また、行政文書が存在しない場合に不存在と答えて、行政文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、存否応答拒否をした場合は開示請求者に当該行政文書の存在を類推させることになり、存否応答拒否の意味をなさないことになるため、存在すると否とを問わず、常に存否応答拒否をすることが必要である。

この考え方に基づき、実施機関が本件請求対象文書の開示請求に対し、条例第 10 条に該当するとして、存否応答拒否による不開示としたことの適否について以下検討する。

イ 実施機関は、本件請求対象文書の存否自体が条例第 7 条第 3 号イの規定により保護すべき情報に当たるため、条例第 10 条に該当すると決定しているため、当該情報の条例第 7 条第 3 号イ該当性について、以下判断する。

条例第 7 条第 3 号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の

低下となる情報等を含むものとされている。

ウ 本件開示請求は、事業者が保有する特定の自動車登録番号の自動車を特定した上で、特定の事業者が税務調査を受けたことを前提に、本件請求対象文書の開示を求めるものである。よって、その存否を答えることは、本件存否情報を明らかにすることになる。

エ 実施機関によれば、税務調査は「自動車税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合」に行われるが、とりわけ高額・悪質な非違が見込まれる等の調査の必要性が高い事業者に対して優先的に行われているとのことである。そして、税務調査は不適正な税務処理の疑いがある場合に行われるとの理解が一般的であるといえることから、税務調査を受けた事業者は、何らかの問題がある又はその可能性が高い事業者と受け取られる蓋然性が高いと認められる。したがって、特定の事業者が税務調査を受けた事実の有無を税務当局が明らかにした場合には、取引先が当該事業者に対して警戒心をもって臨むこと、契約交渉において支障が生じること等により、当該事業者の事業活動に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

なお、実施機関によれば、本件交付停止命令がなされたことは公示されており既に公になってはいるが、本件交付停止命令はあくまで道路運送車両法違反によるものであり、自動車税の賦課徴収とは直接関係はないため、本件交付停止命令がなされたからといって必ずしも本件事業者に対して税務調査が行われるとは限らないとのことである。

よって、本件交付停止命令が公示されていたとしても、本件存否情報には保護される利益があるといえる。

したがって、本件存否情報は、公にすることにより、本件事業者の正当な利益を害するおそれがあると認められることから、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

オ 以上のとおり、本件請求対象文書の存否を明らかにすることは、条例第 7 条第 3 号イの不開示情報を開示することと同様の結果となることから、実施機関が条例第 10 条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことは妥当である。

カ なお、審査請求人は審査請求書において「調査資料がないなんておかしい」と主張しているが、実施機関が主張しているとおり、本件不開示決定は、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否したものであり、調査資料が存在しないとして決定したのではない。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30.12.4	諮問（弁明書の写しを添付）
1.6.28 (第576回審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
1.7.26 (第578回審査会)	審議
1.8.28	答申